



令和5年度

長野県水防計画書

長野県

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第2章 県における水防組織	5
第1節 組織	5
第2節 非常配備	7
第3節 水防関係機関の連絡系統	8
第3章 水防管理団体	9
第1節 水防計画	9
第2節 水防訓練	9
第3節 水防機関の定員	9
第4節 水防管理団体の概要	9
第4章 警報・注意報等	10
第1節 警報・注意報等の種類	10
第2節 洪水予報	14
第3節 氾濫危険水位等到達情報(水位情報の通知及び周知)	20
第4節 水防警報	26
第5章 水防活動	34
第1節 水防管理団体の非常配備	34
第2節 水防作業上の心得	34
第3節 安全配慮	35
第4節 決壊(被害情報)の通報	35
第5節 避難のための立ち退き	36
第6節 水防警報の解除	36
第7節 水防の報告	36
第6章 重要水防区域並びにダム及び水門等	37
第1節 重要水防区域	37
第2節 出水による交通遮断が予想される橋梁	38

第3節 ダム及び水門等	38
第7章 水防施設	39
第1節 水防倉庫及び資器材	39
第2節 通信連絡	39
第3節 非常輸送の確保	40
第8章 水位、雨量観測施設及び通報	41
第1節 水位観測施設、通報及び公表	41
第2節 雨量観測施設及び通報	43
第3節 水防情報収集のシステム	44
第4節 水位及び雨量の通報系統図	45
第9章 協力及び応援	46
第1節 河川管理者の協力	46
第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定	46
第3節 警察官の援助要求	46
第4節 自衛隊の派遣要請	46
第10章 費用負担と公用負担	47
第1節 費用負担	47
第11章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	49
第1節 洪水対応	49
第12章 水防協力団体	51
第1節 水防協力団体の指定、監督、情報提供	51
第2節 水防協力団体の業務	51
第3節 水防協力団体の水防団等との連携	51
第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用	51

◎ 資 料

第1表 水防管理団体とその組織	55
第2表 大雨及び洪水警報・注意報基準	59
第3表 水防上特に警戒を要する箇所の選定基準	70
重要水防区域	71
第4表 出水による交通遮断が予想される橋梁	154
第5表 水防上重要なダム、水門の操作	167
第6表 水防倉庫(国有・県有・国庫補助別市町村有倉庫及び代用備蓄場)状況	185
第7表 水位観測所一覧表	196
第8表 雨量観測所一覧表	208
第9表 非常時等連絡先一覧表	221

◎ 参 考

○水防法	参- 1
○長野県附属機関条例	参-10
○水防法施行細則	参-16
○水防活動実施の報告について(通知)	参-20
○水防資材費補助について(通知)	参-21
○洪水予報発表様式	参-22
○水防警報発表様式	参-23
○避難判断水位到達情報発表様式	参-24
○氾濫危険水位到達情報発表様式	参-25

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1. 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。(法第2条第2項)

2. 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。(法第4条)

3. 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。(法第2条第3項)

4. 消防機関

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう。(法第2条第4項)

5. 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

(法第2条第5項)

6. 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7. 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。(法第2条第7項、法第10条第3項)

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。(法第12条)

8. 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)

9. 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)

10. 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川(水防警報河川)について、国土交通省は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第8項、法第16条)

11. 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第13条)

12. 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位(危険水位)への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

13. 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

14. 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15. 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

16. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17. 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18. 重要水防区域

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する区域をいう。

19. 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。(法第 14 条)

第 3 節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1. 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。(法第 3 条の

6) 具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定 (法第 4 条)
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表 (法第 7 条第 1 項及び第 7 項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第 22 条の 2)
- (4) 都道府県水防協議会の設置 (法第 8 条第 1 項)
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知 (法第 10 条第 3 項)
- (6) 洪水予報の発表及び通知 (法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項)
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第 12 条)
- (8) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知 (法第 13 条第 2 項)
- (9) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知 (法第 13 条の 4)
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第 14 条)
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置 (法第 15 条の 10)
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定した時の公示
(法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)
- (13) 水防信号の指定 (法第 20 条)

- (14) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

2. 水防管理団体等の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第 3 条） 具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第 5 条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- (4) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- (6) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- (7) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- (8) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- (11) 警戒区域の設定（法第 21 条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第 22 条）
- (13) 他の水防管理者又は市町村若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への補償（法第 28 条第 3 項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- (17) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (18) 水防計画の作成及び要旨の公表（指定水防管理団体）（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- (19) 水防協議会の設置（指定水防管理団体）（法第 34 条）
- (20) 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- (21) 水防協力団体に対する監督（法第 39 条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (24) 消防事務との調整（法第 50 条）

3. 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災対策協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4. 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5. 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

6. 水防協力団体の義務

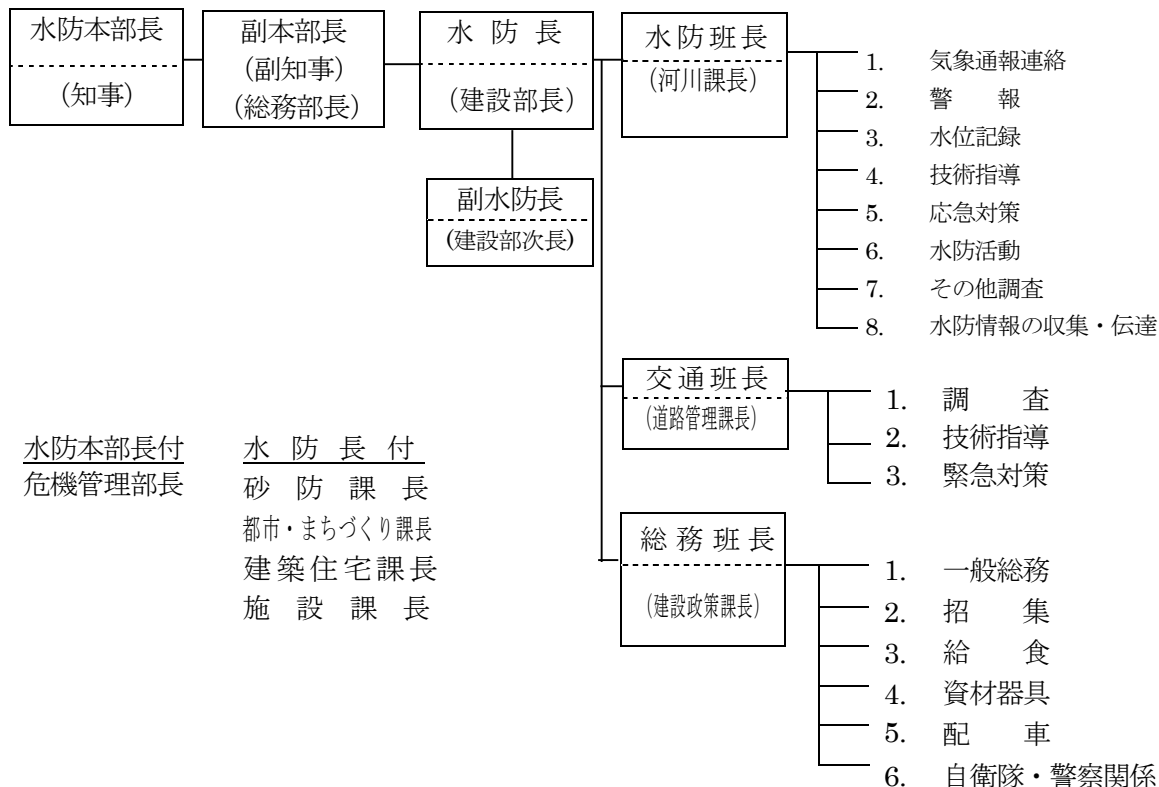
- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第2章 県における水防組織

第1節 組織

水防に係る警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、県は建設部河川課に長野県水防本部（以下「水防本部」という。）を、各建設事務所等に現地指導班を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、長野県災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1. 水防本部の構成及び分担事務

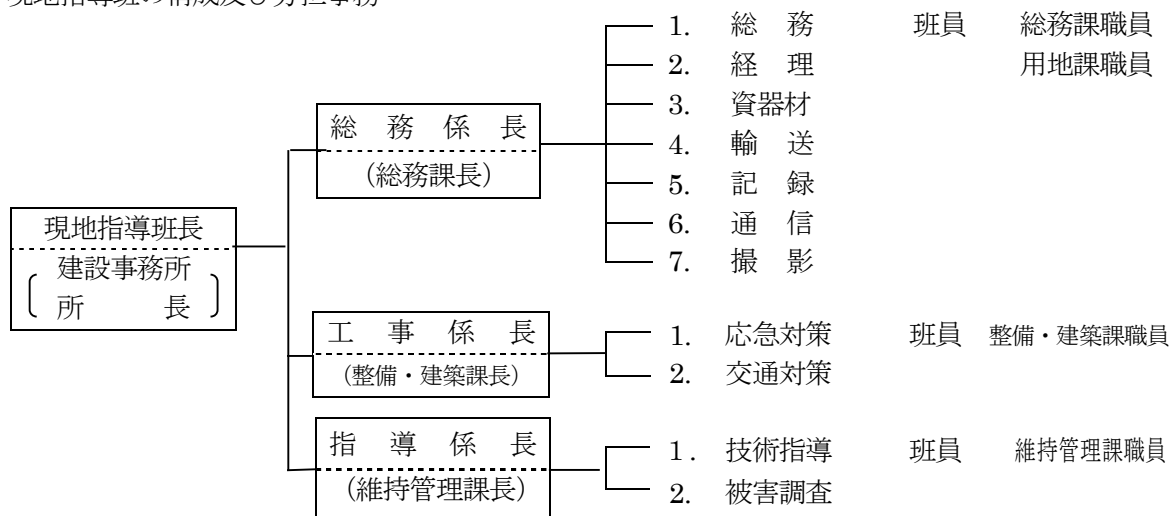


水防班員 河川課職員
砂防課職員
都市・まちづくり課職員
建築住宅課職員
施設課職員
リニア整備推進局職員

交通班員 道路管理課職員
道路建設課職員

総務班員 建設政策課職員

2. 現地指導班の構成及び分担事務



注1 総務・維持管理・整備・用地及び建築課以外の課が置かれている建設事務所の当該課職員は、班長が指定するところにより事務を分掌する。

注2 建設事務所以外の建設部関係現地機関については、建設事務所に準じて現地指導班を構成する。

3. 警報・注意報等発表区分と現地指導班の設置

水防に関する警報・注意報が発表された場合、該当する市町村を管轄する現地指導班は、次のとおり設置する。

地区	発表区分	現地指導班を設置する事務所	
北部	中野飯山地域	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村	北信建設事務所
	長野地域	長野市	長野建設事務所、土尻川砂防事務所 裾花ダム管理事務所、浅川改良事務所
		須坂市・小布施町・高山村	須坂建設事務所
		千曲市・坂城町	千曲建設事務所
		信濃町・飯綱町	長野建設事務所
		小川村	長野建設事務所、土尻川砂防事務所
	大北地域	大町市	大町建設事務所、犀川、土尻川砂防事務所
		池田町	大町建設事務所、犀川砂防事務所
		松川村	大町建設事務所
		白馬村・小谷村	大町建設事務所、姫川砂防事務所
中部	上田地域	上田市・東御市・青木村・長和町	上田建設事務所
	佐久地域	小諸市・佐久市・小海町・川上村・南牧村・南相木村 北相木村・佐久徳町・軽井沢町・御代田町・立科町	佐久建設事務所
	松本地域	松本市（乗鞍上高地を除く）・麻績村 筑北村	松本建設事務所、奈良井川改良事務所、犀川 砂防事務所
		生坂村	松本建設事務所、犀川砂防事務所
		塩尻市（檜川を除く）・山形村・朝日村	松本建設事務所、奈良井川改良事務所
		安曇野市	安曇野建設事務所
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地（松本市）	松本建設事務所
諏訪地域	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村	諏訪建設事務所	
南部	上伊那地域	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・南箕輪村 中川村・宮田村	伊那建設事務所
		飯島町	伊那建設事務所、松川ダム管理事務所
	木曾地域	檜川（塩尻市）	松本建設事務所、奈良井川改良事務所
		上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村・木曾町	木曾建設事務所
	下伊那地域	飯田市・松川町	飯田建設事務所、松川ダム管理事務所
		高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村 売木村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村・天龍村	飯田建設事務所

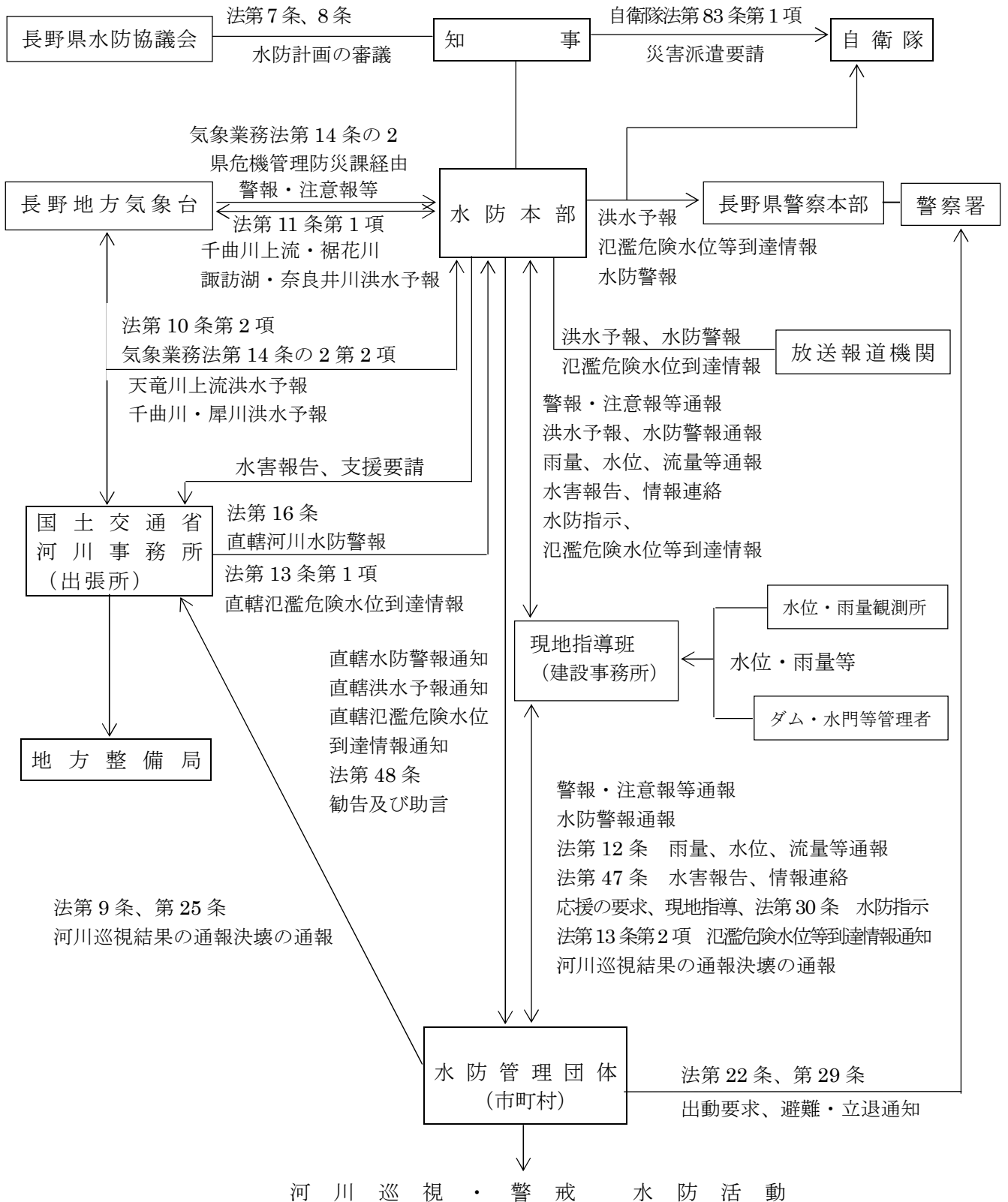
第2節 非常配備

法第10条第1項の規定による洪水のおそれがあるとその状況を通知されたとき、又は洪水による危険があると予想されたときから、その危険が解除されるまでの間、次表により非常配備につくものとする。

配備の段階	配備の時期	勤務の体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	数人の職員が当たる。
第2配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 2. 水防長又は現地指導班長が必要と認め指令したとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員する。
第3配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は、危険性が大きく第2配備で処理できないと認められるとき。 2. 水防長又は現地指導班長が必要と認め指令したとき。	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員が当たる。

第3節 水防関係機関の連絡系統

県内の主な水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。



第3章 水防管理団体

第1節 水防計画

1. 指定水防管理団体の水防管理者は、法第33条の規定に基づき、具体的な水防計画を定め、所轄建設事務所に協議しなければならない。
2. 非指定の水防管理団体においても、努めて水防計画を定めておくものとする。
3. 水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

第2節 水防訓練

1. 指定水防管理団体は出水期前に1回以上所轄建設事務所の指導により水防訓練を行わなければならない。
 なお、訓練要領は、おおむね次の基準により所轄建設事務所長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。
 - (1) 洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得
 - (2) 洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出動、又は出動の準備等に対する指示命令の系統的訓練
2. 非指定の水防管理団体も努めて水防訓練を行い、水防の技術を身につけ不時の災害に対処できるようにすること。

第3節 水防機関の定員

水防機関の定員は、おおむね次の基準による。ただし、水防管理者が水防実施に支障がないと認める場合は、この基準以下に減じてよい。

1. 水防上特に重要と認められる箇所については、河川延長20メートルにつき1人
2. その他の箇所については、その延長50メートルにつき1人

第4節 水防管理団体の概要

県内の水防管理団体の概要は、次表のとおりである。なお、詳細は資料編(第1表及び第6表参照)のとおりである。

建設事務所名	水防管理団体		職員団員数	設備				県有 水防 倉庫数	国有 水防 倉庫数
	指定	非指定		自動車数 (うち救急車数)	水防倉庫数 (うち代用備蓄場数)				
佐久	8	3	4,470	292	(13)	46	(10)	1	
〔内 佐久北部〕	[3]	[2]	[3,438]	[200]	[(13)]	[29]	[(9)]	[1]	
上田	3	1	3,114	265	(10)	31	(6)	1	2
諏訪	5	1	2,950	220	(13)	35	(3)		
伊那	8	0	3,549	228	(15)	33	(1)	1	4
飯田	6	7	2,648	266	(13)	66	(6)	1	2
下伊那南部	0	1	42	10		2	(1)		
木曾	5	1	1,158	120	(8)	23	(7)		
松本	5	2	3,660	283	(5)	35	(4)		2
安曇野	1	0	846	14	(48)	7			1
大町	5	0	1,319	111	(5)	10	(4)		
千曲	2	0	1,090	110	(7)	9			3
須坂	2	1	1,120	55	(5)	18			2
長野	1	3	4,661	299	(26)	76	(36)		6
北信	5	1	2,809	161	11	30	(3)		3
〔内 中野事務所〕	[2]	[0]	[1,404]	[74]	[(6)]	[22]	[(1)]		
〔内 飯山事務所〕	[3]	[1]	[1,405]	[87]	[(5)]	[8]	[(2)]		[3]
総計	56	21	33,436	2,434	179	421	(81)	4	25

第4章 警報・注意報等

第1節 警報・注意報等の種類

1. 気象業務法に基づく警報・注意報等

気象業務法の規定に基づき、長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すために行う警報、注意報等の発表に関して、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報、注意報については、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する警報、注意報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

指定河川洪水予報を除いた水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類と対応する一般の利用に適合する警報・注意報等の種類及びそれらの発表基準、並びに大雨警報・洪水警報等を補足する情報は、次のとおりである。

(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等

警報（水防関係のみ）

種類	発表基準
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（1）大雨警報」の条件に該当する場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（2）洪水警報」の条件に該当する場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

注意報（水防関係のみ）

種類	発表基準
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（3）大雨注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には第2表「大雨及び洪水警報・注意報基準（4）洪水注意報」の条件に該当する場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

（指定河川洪水予報、津波及び高潮によるものを除く）

種類	発表基準
水防活動用警報	一般の利用に適合する大雨特別警報、大雨警報と同じ。
気象警報 洪水警報 ※	〃 洪水警報と同じ。

水防活動用注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。 〃 洪水注意報と同じ。
気象注意報 洪水注意報 ※	

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は長野県における過去の災害事例と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予測する際のおおむねの目安である。
- 2 ※水防活動の利用に適合する警報・注意報は、一般の警報・注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 3 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 4 情報の取扱いについては警報・注意報等の連絡に準じて行うものとする。
- 5 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(3) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページで見ることができる。

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

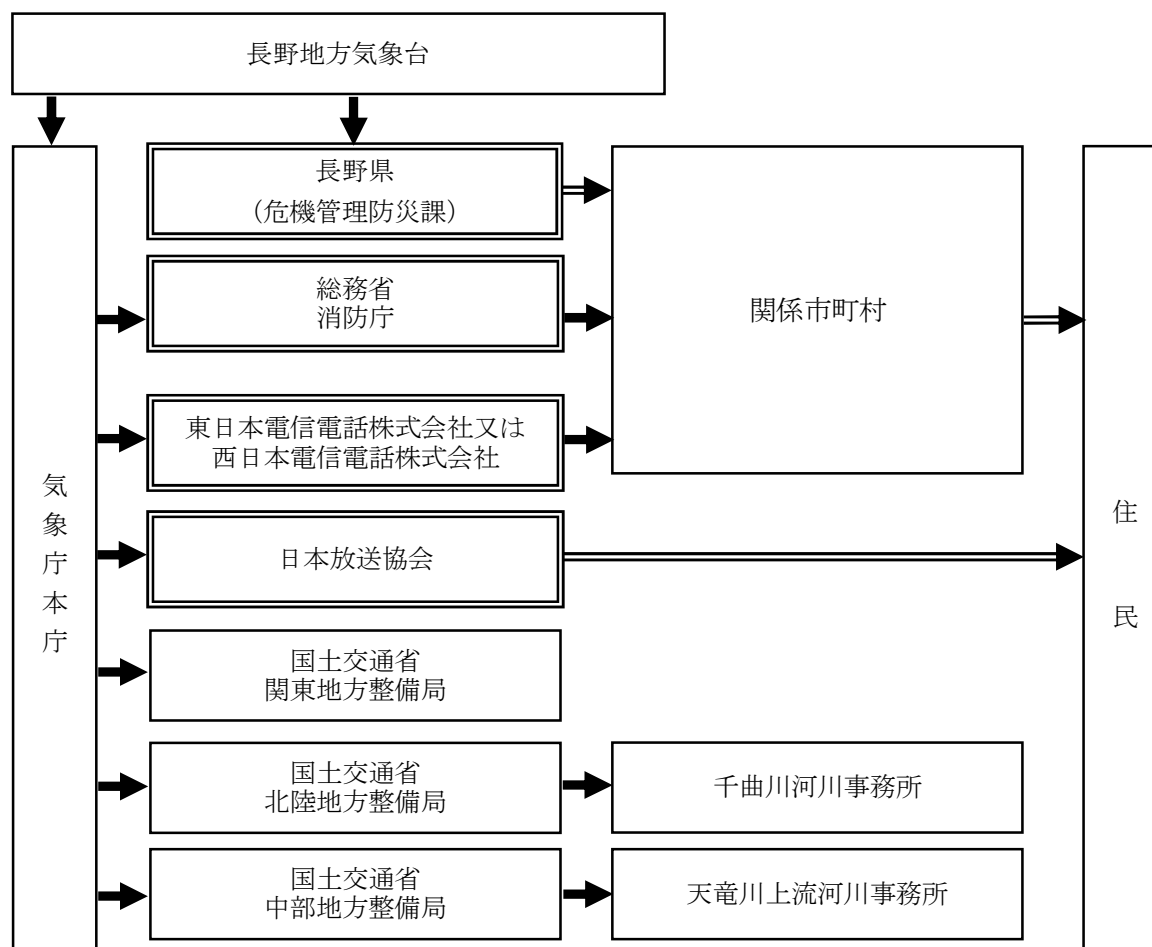
(4) その他の気象情報

種類	発 表 基 準
早期注意情報(警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県など)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の市町村において、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
・全般気象情報 ・関東甲信地方気象情報 ・長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(5) 警報・注意報等の伝達系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の伝達は、次の系統により行う。



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の二第2項、第4項及び第5項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2. 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、長野県気象情報としても発表する。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときまたは水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップによる災害リスクを再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 氾濫危険水位等到達情報

水防法第13条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

種類	発表基準
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

種類	段階	発表基準
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
	出動	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。
	状況	出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。

第2節 洪水予報

1. 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

水防法第10条第2項並びに気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次表のとおりである。

(1) 天竜川（平成21年3月23日 国土交通省告示第303号）

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	関係水防管理団体	担当官署名
天竜川 (上流)	上伊那郡辰野町大字平出字平田1697-2地先 (昭和橋)から 飯田市龍江7122-1番地先 (姑射橋)まで	伊 那 富 沢 渡 市 田 天 竜 峡	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘村	天竜川 上流河川事務所 長野地方気象台

天竜川上流河川事務所管内の洪水予報の対象となる水位観測所

河川	観測所名	距離標	位置 (世界測地系)	所在地	零点高(m)	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	計画 高水位 (m)
天 竜 川	伊那富	210.60km 左岸	北緯35°57'53" 東経137°59'02"	上伊那郡辰野町 樋口	702.700	1.0	1.5	2.4	2.6	3.12
	沢渡	189.5km 左岸	北緯35°48'28" 東経137°56'49"	伊那市東春近 渡場	612.659	0.5	0.9	1.4	1.6	4.41
	市田	153.8km 右岸	北緯35°32'59" 東経137°53'23"	下伊那郡高森町 下市田	419.336	0.7	1.4	3.3	3.6	4.81
	天竜峡	139.0km 左岸	北緯35°26'29" 東経137°49'08"	飯田市龍江 太田下	355.015	9.7	11.0	15.6	16.2	20.20

(2) 千曲川・犀川（平成3年運輸省、建設省告示第2号）

河川名	区 域	水位又は流量の予報に関する基準地点	関係水防管理団体	担当官署名
千曲川	左岸上田市大屋字向川原(大屋橋) 右岸上田市大屋字南遠川原 から 左岸飯山市大字一山字十二平 右岸下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで	生 田 杭 瀬 下 立 ケ 花	上田市、千曲市、坂城町、長野市、須坂市、小布施町、中野市、飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村	千曲川 河川事務所 長野地方気象台
犀川	左岸長野市大字塩生字臥部(両郡橋) 右岸長野市篠ノ井大字小松原字高松 から 千曲川合流点 まで	小 市	長野市	千曲川 河川事務所 長野地方気象台

千曲川河川事務所管内の洪水予報の対象となる水位観測所

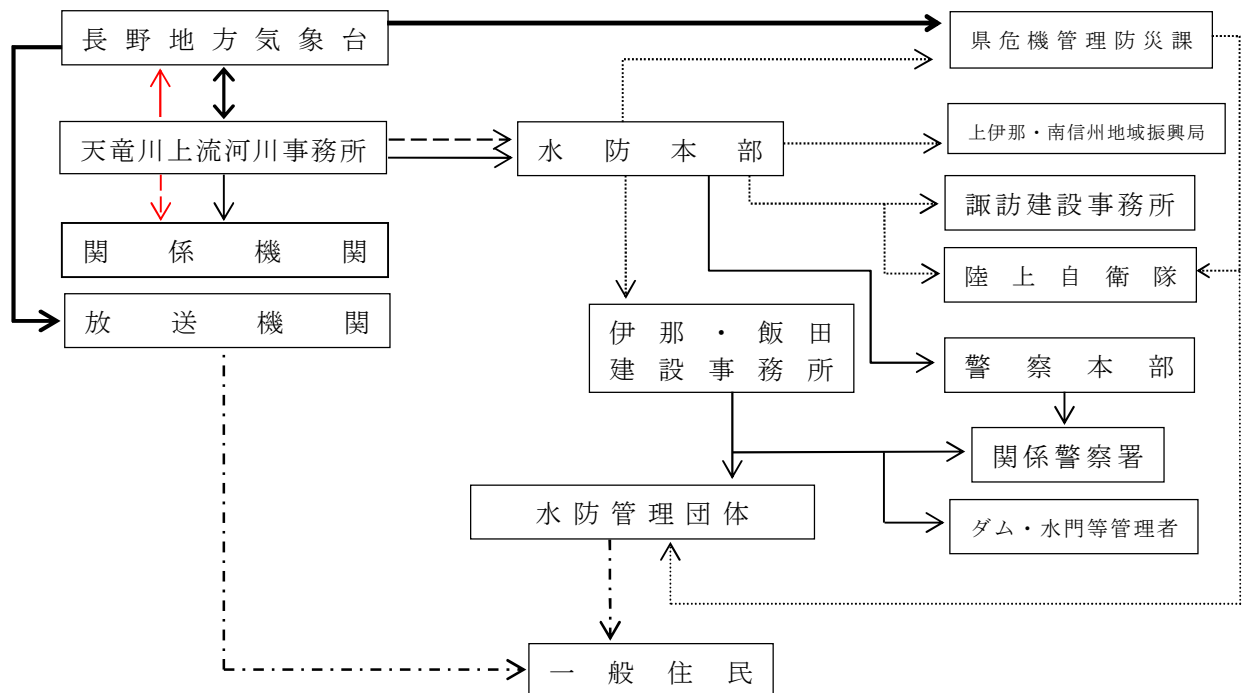
河川	観測所名	距離標 (河口からの距離)	位置 (世界測地系)	所在地	零点高 (m)	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)	計画 高水位 (m)
千曲川	なてがはな立ヶ花	新潟県境から 51.5km 右岸	北緯 36° 43'55" 東経 138° 18'34"	なかのしたてがはな 中野市立ヶ花 52-1	324.270	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75
	くいきせは杭瀬下	新潟県境から 82.4km 右岸	北緯 36° 31'58" 東経 138° 6'43"	ちくましくいせは 千曲市杭瀬下 うしおい牛追1857-7	355.920	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42
	いくた生田	新潟県境から 108.1km 左岸	北緯 36° 22'11" 東経 138° 16'55"	うえがしいくた 上田市生田 しもなだいら下梨平 1513-2	463.600	0.80	1.90	3.10	4.00	5.75
犀川	こいち小市	千曲川合流点 から90km 右岸	北緯 36° 37'13" 東経 138° 8'30"	ながのしかわなかじま 長野市川中島 よつやちまき四ツ屋地先	360.120	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03

氾濫危険水位は、箇所毎の危険水位を水位観測所に換算した水位のうち、一連の区間において最も低い水位である。箇所毎の危険水位は、計画高水位もしくは越水又は溢水が発生するまでのリードタイムを考慮した水位のどちらか低い方の水位をもって設定する。

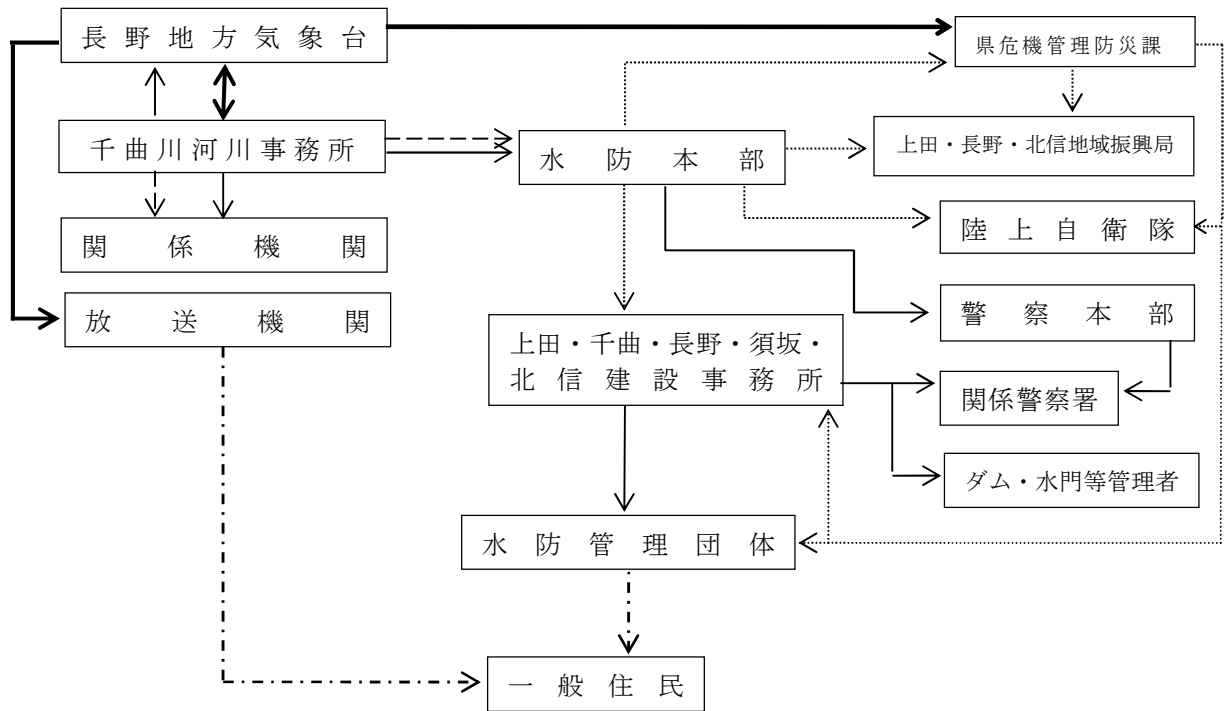
(3) 洪水予報の通知系統

水防法第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定による洪水予報の通知は、次の系統により行う。

ア 天竜川



イ 千曲川・犀川



- (注) ————— は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ————— は、長野地方気象台から関係機関へ気象情報伝送システムによる伝達を示す。
 - - - - - は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。
 は、その他による伝達を示す。

2 長野県知事が洪水予報を行う河川

水防法第 11 条第 1 項の規定に基づき、長野県知事と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次表のとおりである。

(1) 洪水予報河川および水位観測所

河川名	区 域	水位又は 流量の 予報に 関する 基準地点	関係 水防管理 団体	担 当 官 署 名
千曲川 (上流)	佐久市下越(白田橋) から 左岸 上田市大屋字向川原 右岸 上田市大屋字南遠川原 (大屋橋) まで	下 越 塩 名 田	佐久市 小諸市 東御市 上田市	長野県 建設部河川課 長野地方気象台
裾花川	左岸 長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 右岸 長野市大字平柴 (善光寺用水取水口) から 左岸 長野市青木島町青木島字狐島 右岸 長野市差出南三丁目 (犀川合流点) まで	岡 田	長野市	長野県 建設部河川課 長野地方気象台
諏訪湖	湖岸一円	釜口水門	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	長野県 建設部河川課 長野地方気象台
奈良井川	左岸 塩尻市大字洗馬 右岸 塩尻市大字宗賀 (琵琶橋) から 松本市大字島内 (島橋) まで	琵琶橋 新橋	松本市 塩尻市	長野県 建設部河川課 長野地方気象台

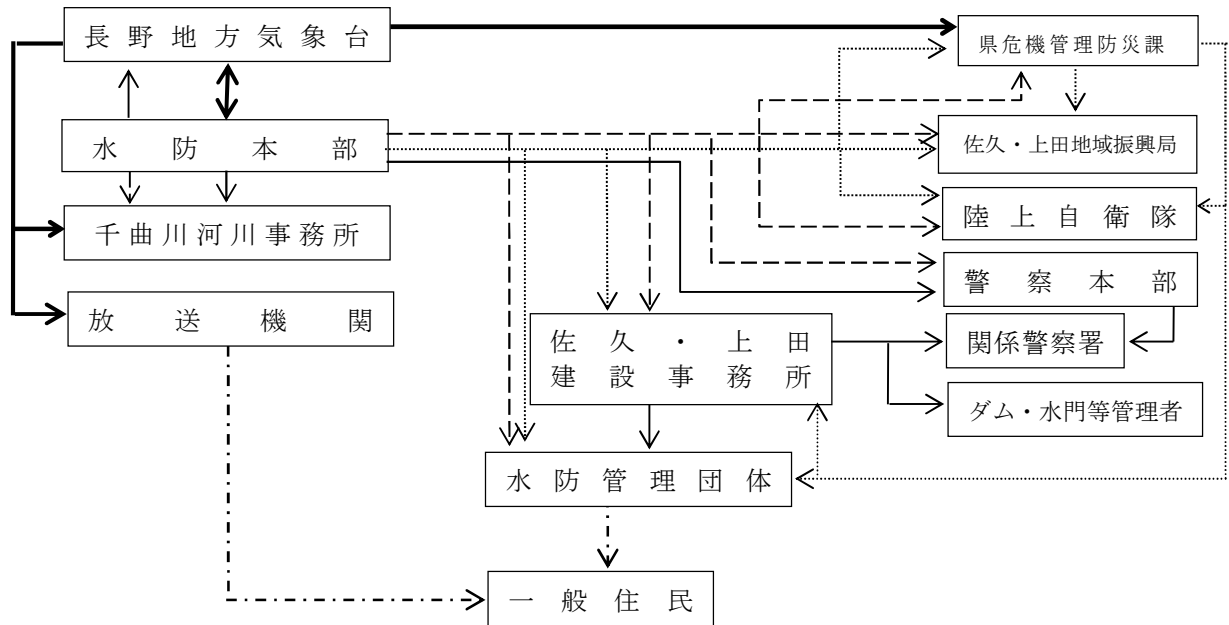
長野県管内の洪水予報の対象となる水位観測所

河川	観測所名	距離標 (河口からの距離)	位置 (日本測地系)	所在地	水防団 待機 水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (m)
千曲川	下越	新潟県境から143.0km 右岸	北緯 36° 11'45" 東経 138° 29'02"	佐久市白田大字 下越	1.00	1.70	2.20	2.60
	塩名田	新潟県境から132.0km 左岸	北緯 36° 16'14" 東経 138° 25'05"	佐久市 浅科 御馬寄1538	2.20	3.00	3.30	3.90
裾花川	岡田	犀川合流点 から2.2km左岸	北緯 36° 38'51" 東経 138° 10'49"	長野市大字 中御所岡田105	0.50	1.10	2.00	2.60
諏訪湖	釜口水門	天竜川合流点 から0.0km	北緯 36° 3'11" 東経 138° 3'11"	岡谷市	1.50	1.70	2.00	2.20
奈良井川	琵琶橋	犀川合流点から 22.0km左岸	北緯 36° 05'55" 東経 137° 54'52"	塩尻市大字洗馬 字下平1159-1	1.00	1.10	2.30	2.50
	新橋	犀川合流点から 4.0km左岸	北緯 36° 14'51" 東経 137° 57'03"	松本市島内 3804	1.40	1.90	2.40	3.00

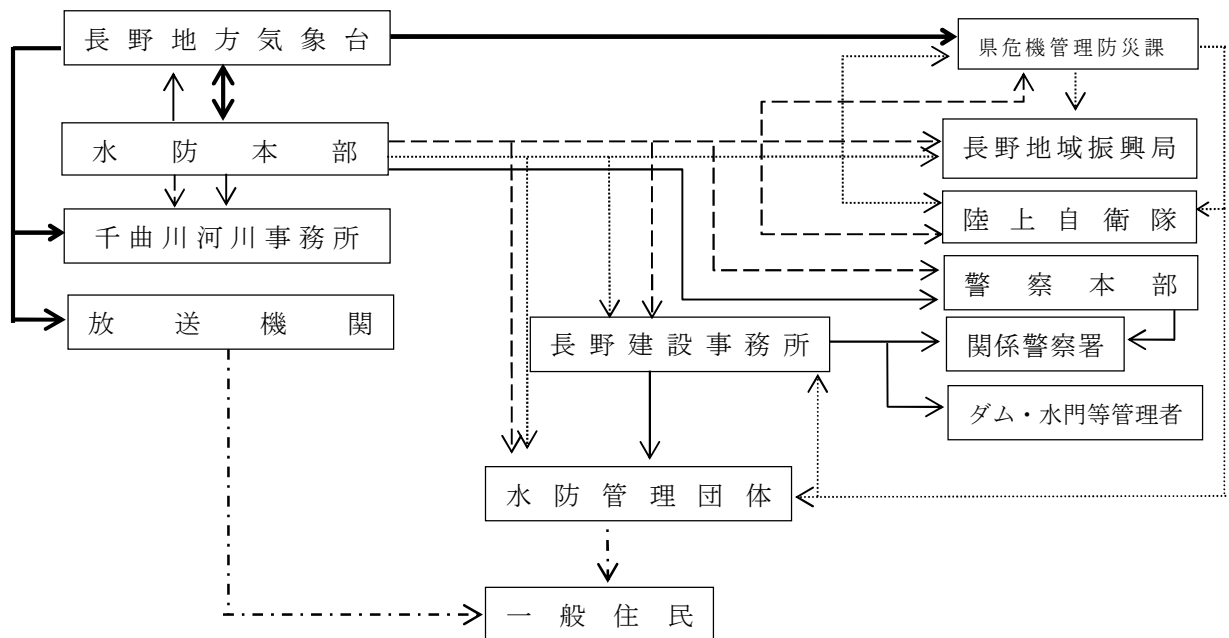
(2) 洪水予報の通知系統

水防法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第3項の規定による洪水予報の通知は、次の系統により行う。

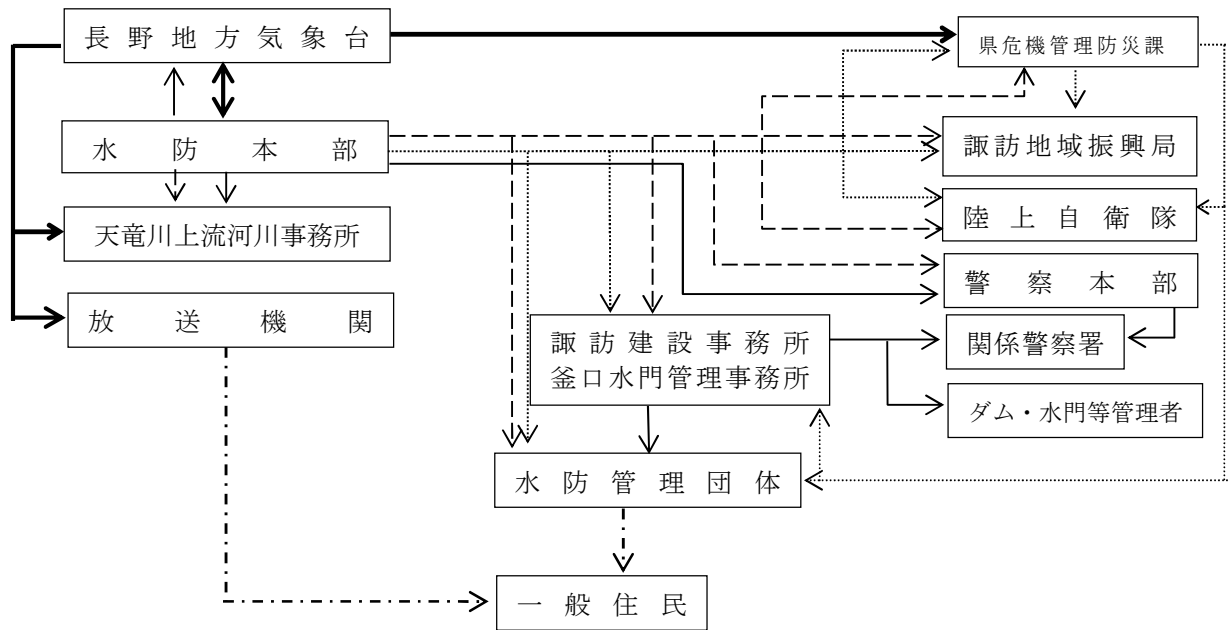
ア 千曲川上流



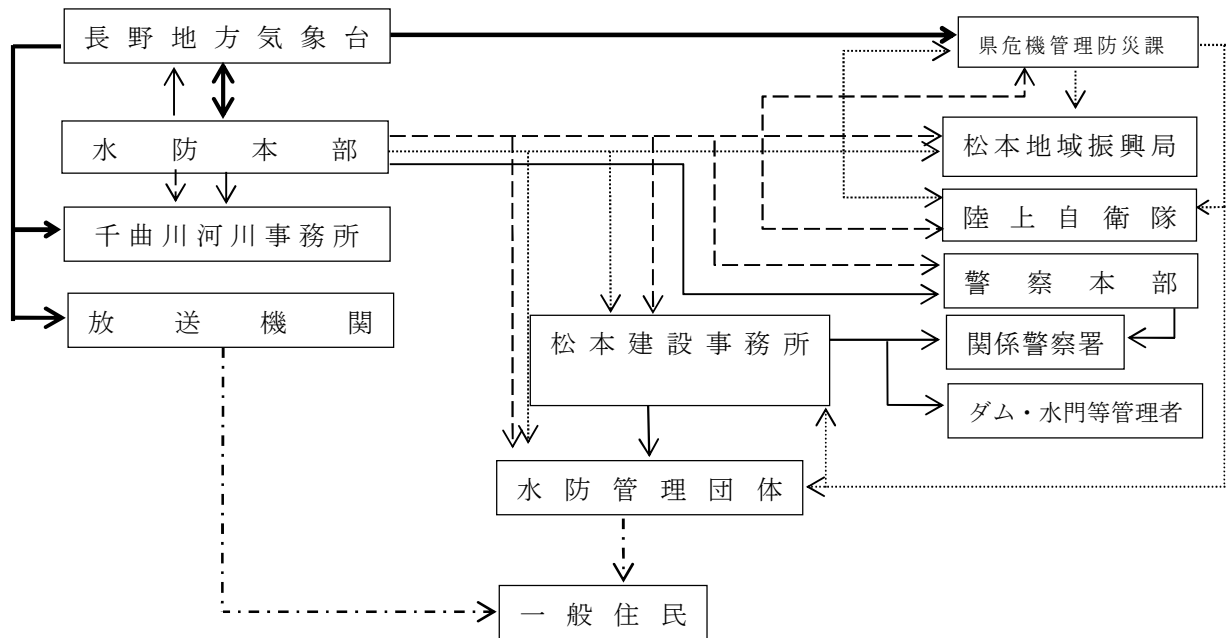
イ 裾花川



ウ 諏訪湖



エ 奈良井川



- (注) ————— は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ————— は、長野地方気象台から関係機関へ気象情報伝送システムによる伝達を示す。
 - - - - - は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。
 - は、その他による伝達を示す。

第3節 氾濫危険水位等到達情報（水位情報の通知及び周知）

1. 国土交通大臣が行う氾濫危険水位到達情報

(1) 水位周知河川

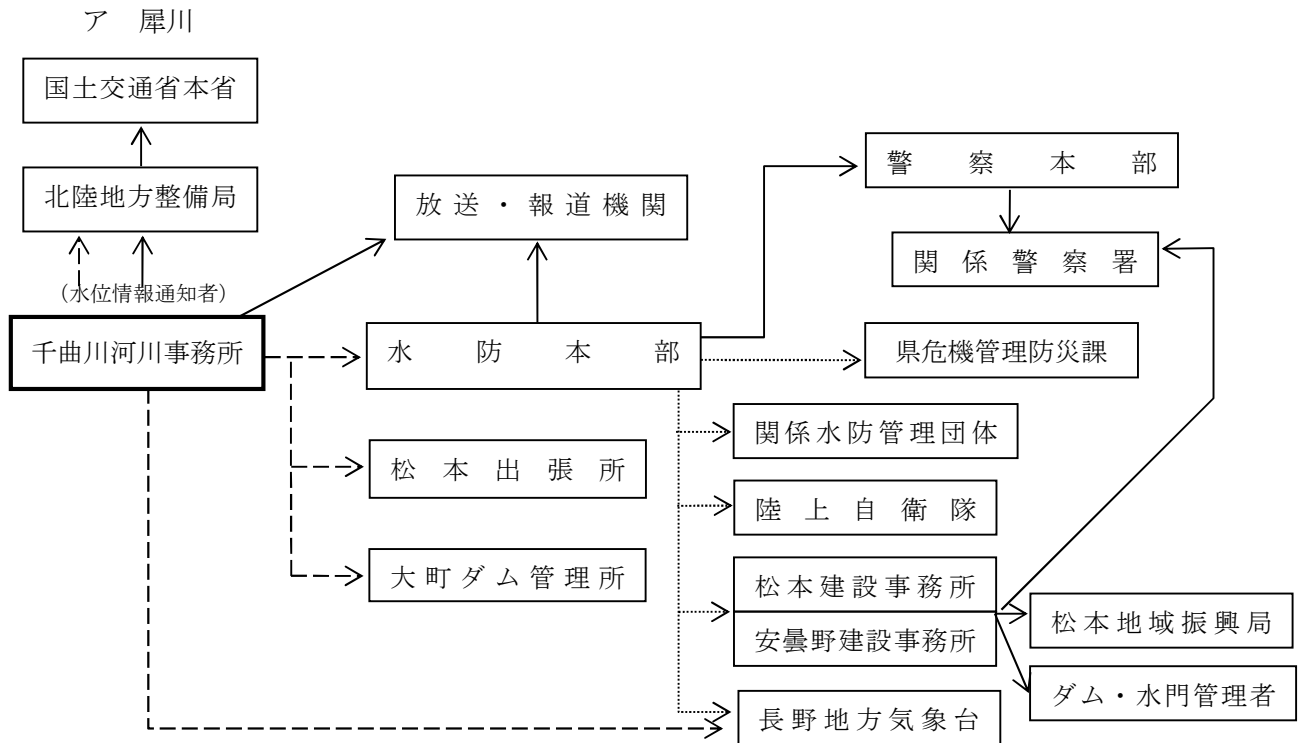
水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が水位情報の通知を行う河川(水位周知河川)は、次表のとおりである。

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所				関係 水防管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位	氾濫危険 水位(m)		
犀川	松本市 波田前淵 (新淵橋)	松本市島内 (奈良井川合流 点)	稲核ダ ム	松本市安曇 島々	流量 690m ³ /s	流量 780m ³ /s	松本市	千曲川 河川事務所長
	松本市島内 (奈良井川合流 点)	安曇野市 明科七貴 (高瀬川合流点)	熊倉	安曇野 市 豊科高 家字寺 村	5.80	6.00	安曇野市	
	安曇野市 明科七貴 (高瀬川合流点)	東筑摩郡 生坂村北陸郷 字沢口 (日野橋)	陸郷	安曇野 市 明科 南陸郷	4.50	4.80	安曇野市、生坂村	

(2) 水位情報の通知と範囲

水位周知河川の対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した時は、国土交通省千曲川河川事務所から水防本部へ通知する。この通知を受けた場合、水防本部は関係機関へ通知する。

(3) 水位情報の伝達系統



- (注)
- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 - は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
 - は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。

2. 長野県知事が行う氾濫危険水位等到達情報

(1) 水位周知河川

水防法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次表のとおりである。

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所 (水位=m)				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位	氾濫 危険 水位		
千曲川	南佐久郡川上村梓山 (黒巖橋)	南佐久郡南牧村 海尻(湯川合流点)	樋沢	川上村 樋沢	3.5	3.8	川上村、南牧 村	佐久 建設事務所長
	南佐久郡南牧村海尻 (湯川合流点)	佐久市下越 (臼田橋)	下越	佐久市 下越	2.7	3.1	南牧村、小海 町、佐久穂 町、佐久市	佐久 建設事務所長
依田川	小県郡長和町和田 (観音橋)	小県郡長和町古 町(上田市境界)	立岩	長和町 立岩	2.8	3.2	長和町	上田 建設事務所長
	小県郡長和町古町(上 田市境界)	上田市長瀬 (千曲川合流点)	依田橋	上田市 長瀬	3.8	4.4	上田市	上田 建設事務所長
神川	上田市真田町長 (土合橋)	上田市岩下 (千曲川合流点)	神川	上田市林 之郷	2.7	3.0	上田市	上田 建設事務所長
浦野川	小県郡青木村田沢 (青木橋)	青木村・上田市 境	浦野川	上田市 越戸	2.6	2.9	青木村	上田 建設事務所長
	青木村・上田市境	上田市下之条 (千曲川合流点)	浦野川	上田市 越戸	1.5	1.9	上田市	上田 建設事務所
田川	塩尻市広丘吉田 (水神橋)	松本市中条 (田川・薄川合流 点)	出川	松本市 出川	1.4	1.9	松本市、塩尻 市	松本 建設事務所長
	松本市中条 (田川・薄川合流点)	松本市白板 (奈良川合流点)	渚	松本市 渚	1.8	2.4	松本市	松本 建設事務所長
薄川	松本市筑摩 (中林橋)	松本市中条 (田川合流点)	薄川	松本市 埋橋	1.7	2.1	松本市	松本 建設事務所長
女鳥羽川	松本市旭 (あさひ橋)	松本市白板 (田川合流点)	女鳥羽 川	松本市 巾上	2.0	2.6	松本市	松本 建設事務所長
穂高川	安曇野市穂高有明 (乳川合流点)	安曇野市穂高北 穂高(安曇野大橋)	巾下	安曇野市 穂高	2.7	3.3	安曇野市	安曇野 建設事務所長
万水川	安曇野市堀金鳥川(万 水川上流端)	安曇野市穂高 (犀川合流点)	矢原	安曇野市 穂高矢原	2.2	2.6	安曇野市	安曇野 建設事務所長
高瀬川	大町市大町 (高瀬上橋)	安曇野市明科七 貴(犀川合流点)	十日 市場	安曇野市 穂高 北穂高	2.0	2.3	大町市、池田 町、松川村、 安曇野市	大町 建設事務所長
沢山川	千曲市森 (県営水道森配水池)	千曲市土口 (千曲川合流点)	生萱	千曲市 森	2.7	3.1	千曲市	千曲 建設事務所長
松川	上高井郡高山村 山田入 (柞沢川合流点)	上高井郡小布施 町大島 (千曲川合流点)	小布施 松川	小布施町 福原 松川橋下	2.1	2.4	須坂市、小布 施町、高山村	須坂 建設事務所長

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所 (水位=m)				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難中 断 水位	氾 濫 危 険 水位		
百々川	須坂市村石 (百々川橋)	須坂市高梨 (千曲川合流 点)	百々川橋	須坂市 百々川橋	1.7	2.4	須坂市	須坂 建設事務所長
鮎川	須坂市幸高 (鮎川橋)	須坂市中島 (百々川合流 点)	鮎川	須坂市 鮎川橋下	1.9	2.3	須坂市	須坂 建設事務所長
八木沢川	上高井郡高山村赤和 (赤和3号砂防堰堤)	須坂市北相之島 (千曲川合流 点)	八木沢川	須坂市 小河原	1.6	1.8	須坂市、高山 村	須坂 建設事務所長
夜間瀬川	下高井郡山ノ内町 横湯 (横湯砂防えん堤)	中野市柳沢 (千曲川合流点)	星川	山ノ内町 星川	1.4	1.8	中野市、山ノ 内町	北信 建設事務所長
蛭川	長野市松代町豊栄 (鍋山川合流点)	長野市松代町東 寺尾(千曲川合流 点)	豊栄	長野市 松代町 豊栄	1.3	1.5	長野市	長野 建設事務所長
犀川	東筑摩郡生坂村北陸郷 字沢口(日野橋)	長野市信州新町 (更級橋)	弘崎	長野市 信州新町 日原東	5.8	6.5	長野市、大町 市、生坂村	長野 建設事務所
	長野市信州新町(更 級橋)	長野市塩生甲 (両郡橋)	弘崎	長野市 信州新町	6.8	7.5	長野市	長野 建設事務所
浅川	長野市浅川東条 (東条橋)	上高井郡小布施 町吉島(千曲川 合流点)	富竹	長野市 富竹	2.5	3.0	長野市、小布 施町	長野 建設事務所長
鳥居川	上水内郡信濃町柏原 (JR橋)	長野市豊野町浅 野(千曲川合流 点)	鳥居川	飯綱町 倉井	2.5	2.8	信濃町、飯綱 町、 長野市	長野 建設事務所長
千曲川	飯山市一山 (湯滝橋)	下水内郡栄村北 信(新潟県境)	市川橋	野沢温泉村 虫生	15.4	16.4	飯山市、栄村 野沢温泉村	北信 建設事務所長
姫川	北安曇郡白馬村佐野 (鳴沢川合流点)	北安曇郡白馬村 通(楠川合流点)	天神 宮橋	白馬村 大出	2.7	3.0	白馬村	大町 建設事務所長
	北安曇郡白馬村通 (楠川合流点)	北安曇郡小谷村 川尻(姫川橋)	雨中	小谷村 雨中	2.4	2.9	白馬村 小谷村	
松川	北安曇郡白馬村 北城豆淵 (二股橋)	北安曇郡白馬村 北城外出 (姫川合流点)	松川 橋上	白馬村 松川橋上	3.2	3.6	白馬村	大町 建設事務所長
天竜川	岡谷市湊 (釜口水門)	岡谷市・ 上伊那郡境界	下浜	岡谷市 湊	4.6	5.0	岡谷市	諏訪 建設事務所長
	岡谷市・ 上伊那郡境界	上伊那郡辰野町 平出(昭和橋)	伊那富	辰野町 樋口	2.4	2.6	辰野町	伊那 建設事務所長
上川	茅野市玉川 (柳川合流点)	茅野市横内	銭場	茅野市 中河原	2.1	2.5	茅野市	諏訪 建設事務所長
	茅野市横内	諏訪市上諏訪 (諏訪湖)	江川橋	茅野市 ちの	3.6	3.9	諏訪市、茅野 市	諏訪 建設事務所長
宮川	茅野市宮川 (西茅野大橋)	茅野市安国寺	安国寺	茅野市 安国寺	1.9	2.2	茅野市	諏訪 建設事務所長

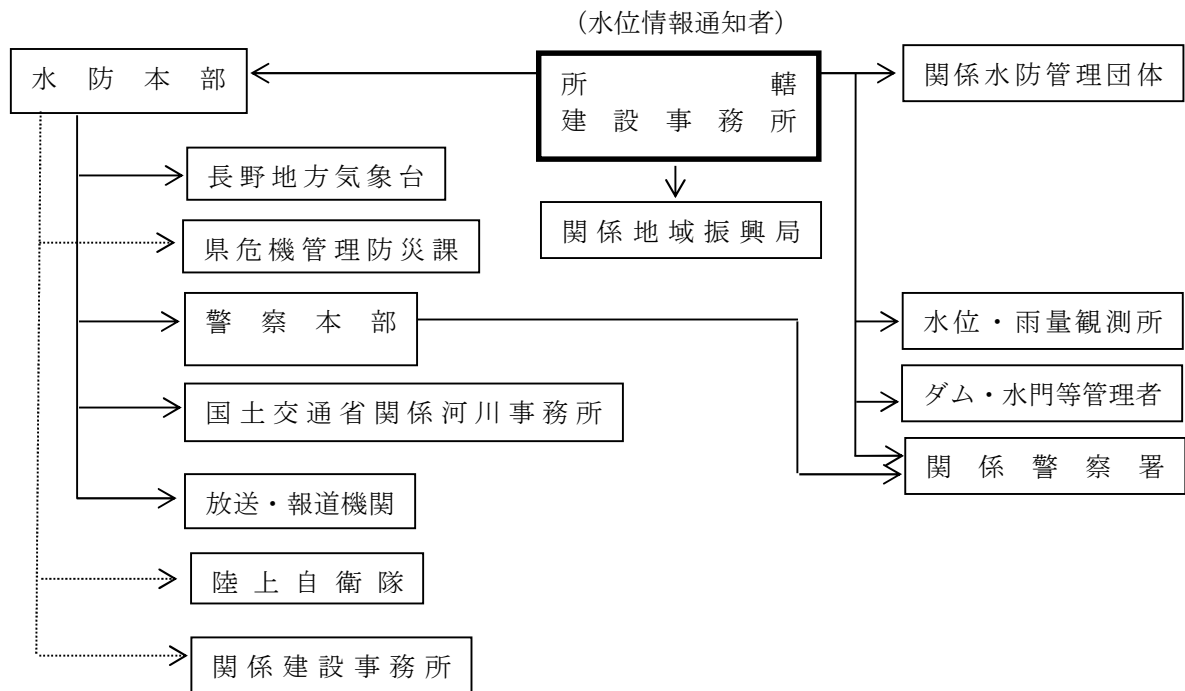
河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所(水位=m)				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位(m)	氾濫危 険水位		
宮川	茅野市安国寺	諏訪市豊田 (諏訪湖)	中洲	諏訪市 中洲	1.9	2.1	諏訪市、茅野 市	諏訪 建設事務所長
砥川	諏訪郡下諏訪町 (医王渡橋)	諏訪郡下諏訪町 (諏訪湖河口)	医王渡 橋	下諏訪町 社	1.1	1.4	下諏訪町	諏訪 建設事務所長
横河川	岡谷市長地 (上の原小通学橋)	岡谷市 (諏訪湖河口)	長地	岡谷市 長地	1.1	1.2	岡谷市	諏訪 建設事務所長
阿智川	下伊那郡阿智村智里 (湯ノ瀬橋)	下伊那郡阿智村 伍和(わい・Wai 橋)	駒場	阿智村 駒場	3.3	3.9	阿智村	飯田 建設事務所長
遠山川	飯田市南信濃押出 (押出橋)	飯田市南信濃尾 之島(八重河内川 合流点)	和田	飯田市 南信濃 和田	4.1	4.5	飯田市	飯田 建設事務所長
	飯田市南信濃柳瀬 (月の島橋)	飯田市南信濃大 町 (宮の前橋)	南和田 (平岡)	飯田市 南信濃 名古屋山	4.9	5.5		
松川	飯田市鼎切石 (妙琴公園)	飯田市松尾新井 (天竜川合流 点)	上茶屋	飯 田 市 鼎 上茶屋	2.6	2.9	飯田市	飯田 建設事務所長
木曽川	木曽郡木曽町出尻 (城山発電所)	木曽町・上松町 境界	大手橋	木曽町 大手橋	2.1	2.5	木曽町	木曽 建設事務所長
	木曽町・上松町境界	大桑村・南木曾 町境	桃山	上松町 小野	12.8	13.5	上松町、大桑 村	
	大桑村・南木曾町境	木曽郡南木曾町 田立 (岐阜県境)	南 木 曾 (高瀬橋)	南木曾町 高瀬橋	6.4	7.2	南木曾町	

※水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第37号)附則第2条の規定により、同法施行(平成17年7月1日)の際に知事が指定している水防警報河川は、知事が指定する水位周知河川とみなされる。

(2) 水位情報の通知と範囲

水位周知河川の対象水位観測所の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位に達した時は、その河川を所轄する建設事務所から水防管理団体、水防本部及び管内の関係機関へ通知する。この通知を受けた場合、水防本部は県内の関係機関へ通知する。

(3) 水位情報の伝達系統



(注) は水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。

第4節 水防警報

1. 国土交通大臣が水防警報を行う河川

水防法第16条の規定により国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、千曲川河川事務所長、天竜川上流河川事務所長が次に示す計画に基づき、水位・水量等を示して水防上の警報を発表する。

なお、この発表をしたときは、直ちに所定の通報伝達系統により、関係機関に通知連絡する。

(1) 水防警報を行う河川

河川名	区 域	水防警報発表責任者
千曲川	左岸 上田市大屋字向川原 右岸 上田市大屋字南遠川原 左岸 飯山市大字一山字十二平 右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見	千曲川河川事務所長
	(大屋橋)から (湯滝橋)まで	
犀川	左岸 松本市安曇川端 右岸 松本市波田前淵 (新淵橋) 幹川合流点	から まで
天竜川	左岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田 右岸 上伊那郡辰野町大字平出字平田 左岸 飯田市大字竜江7, 122番の14地先 右岸 飯田市大字川路4, 925番の5地先	(昭和橋)から (姑射橋)まで
		天竜川上流河川事務所長

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	対象水防管理団体	関係建設事務所
千曲川	生田	上田市生田	0.8m	1.9m	4.0m	5.75m	上田市、千曲市 坂城町	上田 千曲
	杭瀬下	千曲市杭瀬下	0.7	1.6	5.0	5.42	千曲市、長野市、 須坂市、小布施町、 中野市	千曲 長野 須坂 中野
	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.0	5.0	9.2	10.75	長野市、須坂市、 小布施町、中野市、 飯山市、木島平村、 野沢温泉村	長野 須坂 中野 飯山
犀川	稲刈ム	松本市安曇島々	220m ³ /s	300m ³ /s	780m ³ /s	1800 m ³ /s	松本市、 安曇野市	松本 安曇野
	熊倉	安曇野市豊科高家字 寺村	3.5m	4.0m	6.0m	7.15m	安曇野市	安曇野
	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.5	3.3	4.8	7.47	安曇野市、生坂村、 長野市	松本 安曇野 大町 長野
	小市	長野市川中島町	-0.5	0.0	1.8	5.03	長野市、須坂市、 小布施町、中野市	長野 須坂 中野 飯山

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	対象水防管理団体	関係建設事務所
天竜川	伊那富	上伊那郡辰野町通口	1.0	1.5	2.60	3.12	辰野町、箕輪町、南箕輪村	伊那飯田
	北殿	上伊那郡南箕輪村北殿	6.0	6.5		8.04	南箕輪村、伊那市	
	伊那	伊那市狐島	3.5	4.0	5.5	5.55	伊那市	
	沢渡	伊那市東春近渡場	0.5	0.9	1.6	4.41	伊那市、宮田村、駒ヶ根市	
	下平	駒ヶ根市赤穂下平	2.2	2.4		4.7	駒ヶ根市、飯島町中川村、松川町	飯田
	市田	下伊那郡高森町下市田	0.7	1.4	3.6	4.81	松川町、高森町、飯田市、豊丘村、喬木村	
	伊久間	下伊那郡喬木村伊久間	1.4	1.7		6.24	喬木村、飯田市	
	天竜峡	飯田市龍工太田下	9.7	11.0	16.2	20.20	飯田市、喬木村	

(3) 水防警報の段階と範囲

1) 段階

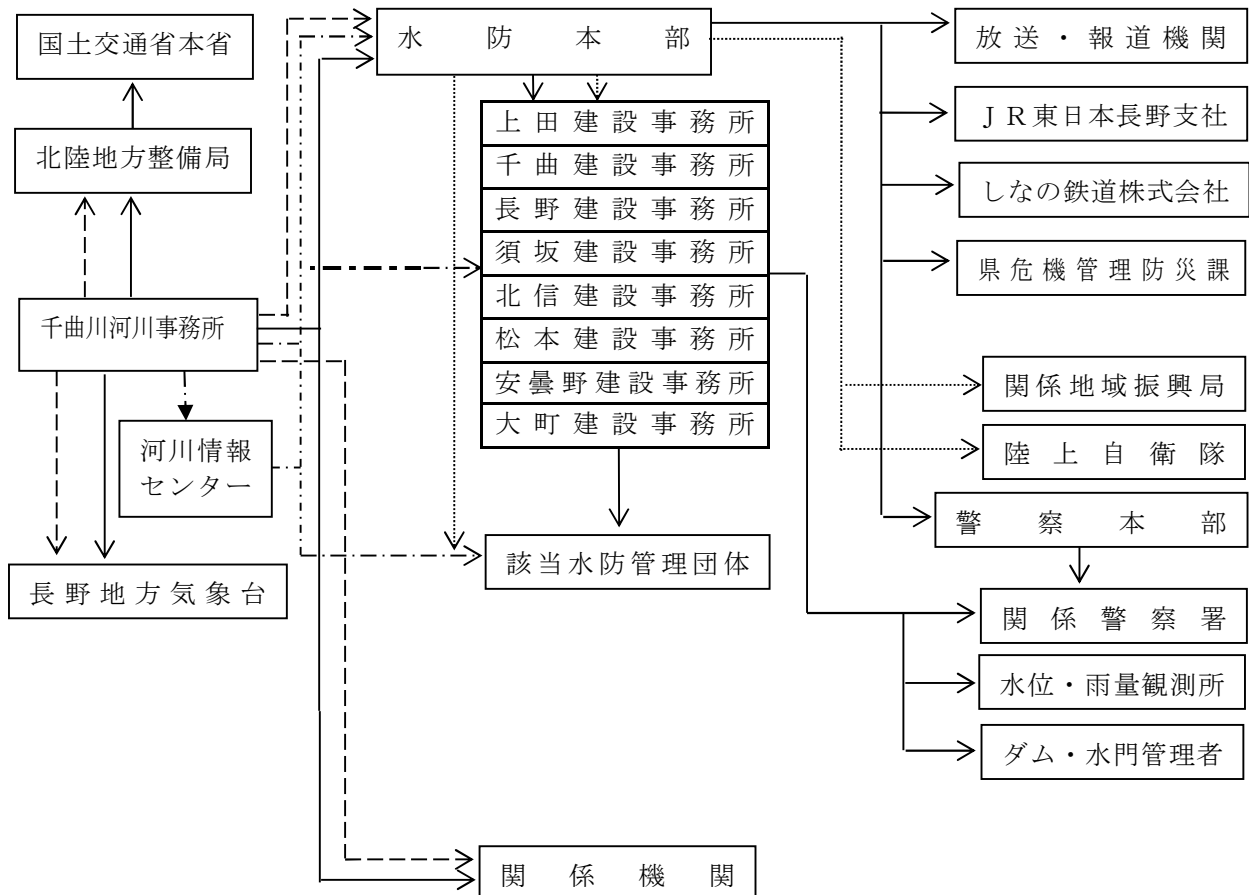
- 第一段階 準備 水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに水防団及び消防団の幹部の出動
- 第二段階 出動 水防団員及び消防団員の出動
- 第三段階 解除 水防活動の終了
- (適宜) 状況 水位、雨量等水防活動に必要な状況

2) 範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	状況
千曲川	生田杭瀬下立ケ花	水防団待機水位に達し氾濫注意水位を越えるおそれのあるとき	氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時	氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき	水防活動に必要があるとき
	犀川				
天竜川	伊那富	氾濫注意水位 1.5m	出動水位 2.2m で必要に応じて出動		
	北殿	〃 6.5m	〃 7.0m 〃		
	伊那	〃 4.0m	〃 4.5m 〃		
	沢渡	〃 0.9m	〃 1.3m 〃		
	下平	〃 2.4m	〃 2.6m 〃		
	市田	〃 1.4m	〃 2.0m 〃		
	伊久間	〃 1.7m	〃 2.5m 〃		
天竜峡	〃 11.0m	〃 12.5m 〃			

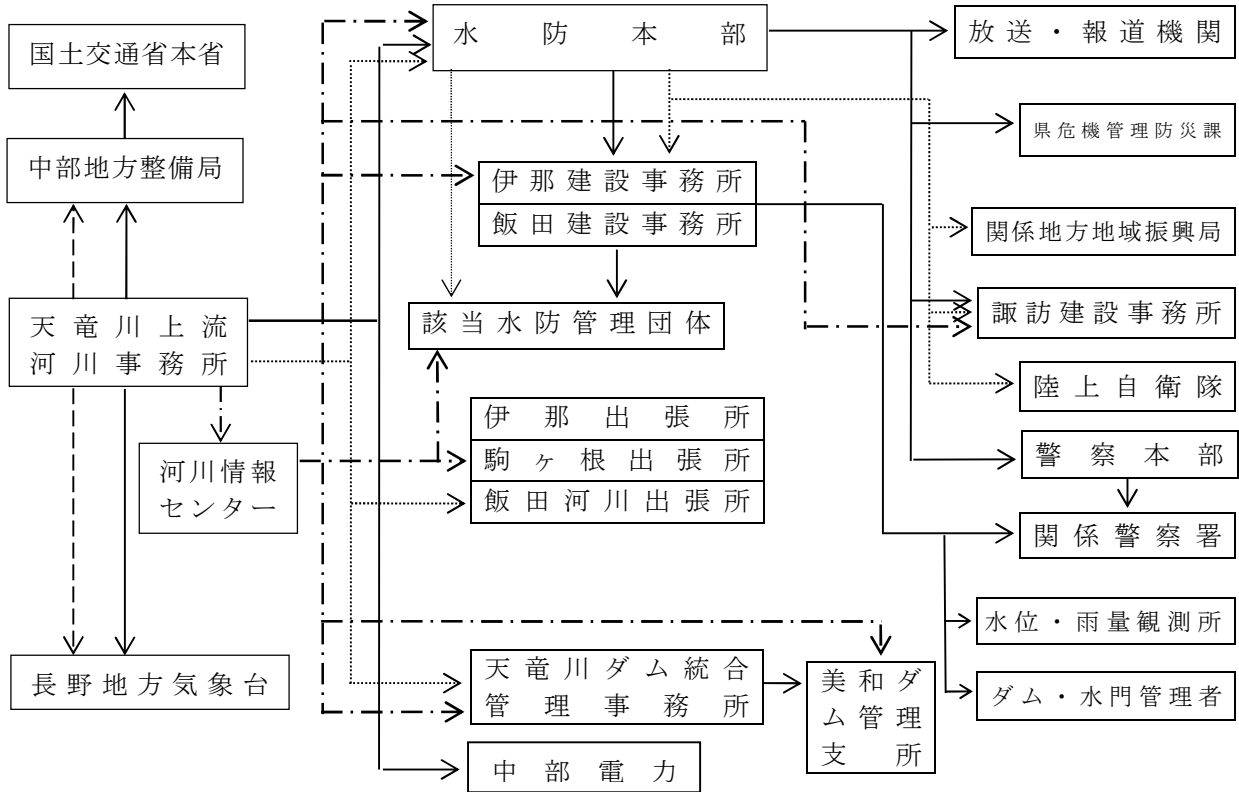
(4) 水防警報の伝達系統

1) 千曲川・犀川



- (注)
- は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
 - は、ファクシミリによる伝達を示す。
 - - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的情報提供である。
 - - - - - は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。

2) 天竜川（上流）



- (注) ————— は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
 は、ファクシミリによる伝達を示す。
 - . - . - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系統である。
 - - - - - は、洪水予警報等作成システムによる伝達を示す。

(5) 水防警報を公表できない場合の処置
 理由を付し、関係者に通知する。

(6) 水防警報の通知

発表責任者	受報責任者	連絡方法
千曲川河川事務所長	河川課長	国土交通省専用無線又は電話
天竜川上流河川事務所長	河川課長	国土交通省専用無線又は電話

発表責任者から受報責任者へ通報を行うことにより、国土交通大臣から知事への通知に代えるものとする。

2. 長野県知事が水防警報を行う河川

水防法第16条の規定により、知事が指定した水防警報を行う河川は、次表のとおりである。

(1) 水防警報を行う河川および水位観測所

(昭和32年長野県告示第168号他)

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所				対 象 水防管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団 待機 水位(m)	氾濫 注意 水位(m)		
千曲川	南佐久郡 川上村梓山 (黒巖橋)	南佐久郡 南牧村海尻 (湯川合流点)	樋沢	川上村 樋沢	1.5	1.8	川上村、南牧村	佐久 建設事務所長
	南佐久郡 南牧村海尻 (湯川合流点)	佐久市下越 (臼田橋)	下越	佐久市 下越	2.0	2.5	南牧村、小海 町、佐久穂町、 佐久市	佐久 建設事務所長
	佐久市下越 (臼田橋)	上田市大屋 (大屋橋)	下越	佐久市 下越	1.0	1.7	佐久市、小諸 市、 東御市、上田市	佐久 建設事務所長
	佐久市下越 (臼田橋)	上田市大屋 (大屋橋)	塩名田	佐久市 御馬寄	2.2	3.0	佐久市、小諸 市、 東御市、上田市	佐久 建設事務所長
依田川	小県郡長和町和田(観 音橋)	小県郡長和町古町 (上田市境界)	立岩	長和町 立岩	2.1	2.4	長和町	上田 建設事務所長
	小県郡長和町古町(上 田市境界)	上田市長瀬 (千曲川合流点)	依田橋	上田市 長瀬	1.5	1.8	上田市	上田 建設事務所長
神川	上田市真田町長 (土合橋)	上田市岩下 (千曲川合流点)	神川	上田市林 之郷	0.9	1.1	上田市	上田 建設事務所長
浦野川	小県郡青木村田沢(青 木橋)	上田市下之条 (千曲川合流点)	浦野川	上田市 越戸	1.1	1.3	上田市、青木村	上田 建設事務所長
奈良井川	塩尻市洗馬 (琵琶橋)	松本市島立 (鎖川合流点)	琵琶橋	塩尻市 洗馬	1.0	1.1	塩尻市	松本 建設事務所長
	松本市島立 (鎖川合流点)	松本市島内 (島橋)	新橋	松本市	1.4	1.9	松本市	松本 建設事務所長
田川	塩尻市広丘吉田 (水神橋)	松本市中条 (田川・薄川合流点)	出川	松本市 出川	0.7	1.2	松本市、塩尻市	松本 建設事務所長
	松本市中条 (田川・薄川合流点)	松本市白板 (奈良井川合流点)	渚	松本市渚	0.7	1.3	松本市	松本 建設事務所長
薄川	松本市筑摩 (中林橋)	松本市中条 (田川合流点)	薄川	松本市 埋橋	0.8	1.0	松本市	松本 建設事務所長
女鳥羽川	松本市旭 (あさひ橋)	松本市白板 (田川合流点)	女鳥羽 川	松本市 巾上	1.3	1.8	松本市	松本 建設事務所長
穂高川	安曇野市 穂高有明 (乳川合流点)	安曇野市 穂高北穂高 (安曇野大橋)	巾下	安曇野市 穂高北穂高	1.3	2.0	安曇野市	安曇野 建設事務所長
万水川	安曇野市 堀金烏川 (安曇野排水路合流点)	安曇野市 穂高北穂高 (犀川合流点)	矢原	安曇野市 穂高 矢原	1.3	2.0	安曇野市	安曇野 建設事務所長
高瀬川	大町市大町 (高瀬上橋)	安曇野市 明科七貴 (犀川合流点)	十日 市場	安曇野市 穂高 北穂高	1.0	1.5	大町市、池田町 松川村、 安曇野市	大町 建設事務所長

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所				対象 水防管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団 待機 水位(m)	氾濫 注意 水位(m)		
沢山川	千曲市森 (県営水道森配水池)	千曲市土口 (千曲川合流点)	生萱	千曲市 森	1.4	1.7	千曲市	千曲 建設事務所長
松川	上高井郡 高山村山田入 (柞沢川合流点)	上高井郡 小布施町大島 (千曲川合流点)	小布施 松川	小布施町 福原 松川橋下	0.9	1.5	須坂市、小布施 町、高山村	須坂 建設事務所長
百々川	須坂市村石 (百々川橋)	須坂市高梨 (千曲川合流点)	百々川 橋	須坂市 百々川橋	0.7	1.4	須坂市	須坂 建設事務所長
鮎川	須坂市幸高 (鮎川橋)	須坂市中島 (百々川合流点)	鮎川橋	須坂市 鮎川橋下	1.2	1.4	須坂市	須坂 建設事務所長
八木沢川	上高井郡 高山村赤和(赤和3号 砂防えん堤)	須坂市北相之島(排 水機場)	八木沢川	須坂市 小河原	1.2	1.4	須坂市、高山村	須坂 建設事務所長
夜間瀬川	下高井郡 山ノ内町横湯 (横湯砂防えん堤)	中野市柳沢 (千曲川合流点)	星川	山ノ内町 星川	0.6	1.3	中野市、 山ノ内町	北信 建設事務所長
裾花川	長野市(善光寺用水裾 花取水口)	長野市青木島甲(犀 川合流点)	岡田	長野市 中御所 字岡田	0.5	1.1	長野市	長野 建設事務所長
蛭川	長野市 松代町豊栄 (鍋山川合流点)	長野市 松代町東寺尾 (千曲川合流点)	豊栄	長野市 松代町 豊栄	0.5	1.0	長野市	長野 建設事務所長
犀川	東筑摩郡生坂村北陸 郷字沢口 (日野橋)	長野市塩生甲 (両郡橋)	弘崎	長野市 信州新町 日原東	3.6	5.2	長野市、大町 市、生坂村	長野 建設事務所長
浅川	長野市浅川東条 (東条橋)	上高井郡 小布施町吉島 (千曲川合流点)	富竹	長野市 富竹	1.2	1.8	長野市、 小布施町	長野 建設事務所長
鳥居川	上水内郡 信濃町柏原 (J R 橋)	長野市豊野 浅野 (千曲川合流点)	鳥居川	飯綱町 倉井	1.5	1.9	信濃町、飯綱 町、長野市	長野 建設事務所長
千曲川	飯山市一山 (湯滝橋)	下水内郡 栄村北信 (新潟県境)	市川橋	野沢温泉村 虫生	12.0	14.5	飯山市、栄村 野沢温泉村	北信 建設事務所長
姫川	北安曇郡白馬村佐野 (鳴沢川合流点)	北安曇郡白馬村通 (楠川合流点)	天神 宮橋	白馬村 大出	1.1	1.8	白馬村	大町 建設事務所長
	北安曇郡白馬村通(楠 川合流点)	北安曇郡小谷村 川尻(姫川橋)	雨中	小谷村 雨中	0.8	1.4	白馬村 小谷村	
松川	北安曇郡 白馬村北城豆淵 (二股橋)	北安曇郡 白馬村北城外 (姫川合流点)	松川 橋上	白馬村 松川橋上	1.5	2.2	白馬村	大町 建設事務所長
諏訪湖	湖岸一円		釜口 水門	岡谷市 湊	1.5	1.7	諏訪市、岡谷市 下諏訪町	諏訪 建設事務所長
天竜川	岡谷市湊 (釜口水門)	岡谷市 上伊那郡境界	下浜	岡谷市 湊	2.6	3.7	岡谷市	諏訪 建設事務所長
	岡谷市 上伊那郡境界	上伊那郡 辰野町平出 (町道橋)	伊那富	辰野町 樋口	1.0	1.5	辰野町	伊那 建設事務所長

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所				対象 水防管理団体	水防警報 発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団 待機 水位(m)	氾濫 注意 水位(m)		
上川	茅野市玉川 (柳川合流点)	茅野市横内	銭場	茅野市 中河原	0.8	1.9	茅野市	諏訪 建設事務所長
	茅野市横内	諏訪市上諏訪 (諏訪湖)	江川橋	茅野市 ちの	2.0	3.4	諏訪市、茅野市	
宮川	茅野市宮川 (西茅野大橋)	茅野市安国寺	安国寺	茅野市 安国寺	0.9	1.5	茅野市	諏訪 建設事務所長
	茅野市安国寺	諏訪市豊田 (諏訪湖)	中 洲	諏訪市 中洲	1.1	1.7	諏訪市、茅野市	
砥川	諏訪郡下諏訪町 (医王渡橋)	諏訪郡下諏訪町 (諏訪湖河口)	医王渡 橋	下諏訪町 社	0.5	1.0	下諏訪町	諏訪 建設事務所長
横河川	岡谷市長地 (上の原小学橋)	諏訪郡下諏訪町 (諏訪湖河口)	長地	岡谷市 長地	0.6	0.9	岡谷市	諏訪 建設事務所長
阿智川	下伊那郡 阿智村智里 (湯ノ瀬橋)	下伊那郡 阿智村伍和 (わい・Wai 橋)	駒場	阿智村 駒場	2.2	3.0	阿智村	飯田 建設事務所長
遠山川	飯田市南信濃 押出(押出橋)	飯田市南信濃 尾之島 (八重河内川合流点)	和田	飯田市 南信濃 和田	2.0	3.1	飯田市	飯田 建設事務所長
	飯田市 南信濃柳瀬 (月の島橋)	飯田市 南信濃大町 (宮の前橋)	南和田 (平岡)	飯田市 南信濃 名古屋山	2.4	3.7		
松川	飯田市鼎切石 (妙琴公園)	飯田市松尾新井 (天竜川合流点)	上茶屋	飯 田 市 鼎 上茶屋	1.8	2.1	飯田市	飯田 建設事務所長
木曽川	木曽郡木曽町出尻(城 山発電所)	木曽町・ 上松町境界	大 手 橋	木曽町 大手橋	1.0	1.7	木曽町	木曽 建設事務所長
	木曽町・ 上松町境界	大桑村・南木曽町境	桃山	上松町 小野	11.5	12.0	上松町、大桑村	
	大桑村・南木曽町境	木曽郡南木曽町田 立(岐阜県境)	南木曽 (高瀬橋)	南木曽町 高瀬橋	4.3	6.2	南木曽町	

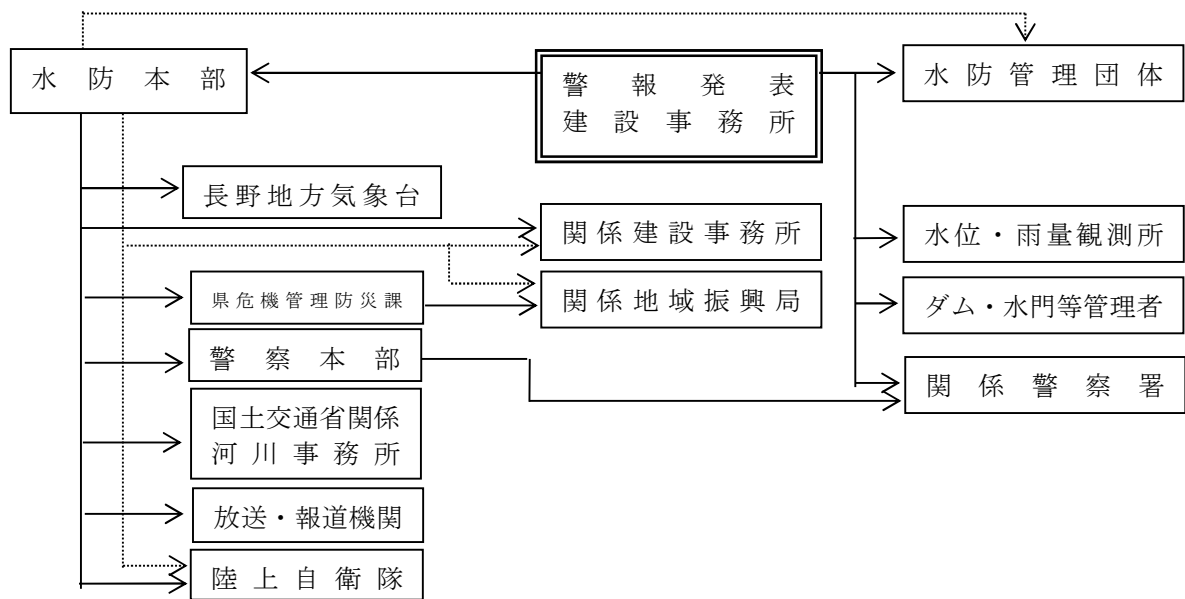
(2) 水防警報の段階と範囲

- 1) 水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、水防活動の必要が予測されたとき、及び、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるときとする。このほか、必要に応じて水防警報を発令することがある。
- 2) 水防警報解除の基準は、水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったときとする。ただし、その間に水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。
- 3) 水防警報発令のときは、速やかに、次に示す水防警報伝達システムにより、それぞれの機関に連絡するものとする。

4) 水防警報の発令段階

第1段階	準備	水防資材及び器材の整備、点検 及び水門等の開閉の準備並びに水防団及び消防団の幹部の出動
第2段階	出動	水防団員及び消防団員の出動
第3段階	解除	水防活動の終了
その他	状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況

(3) 水防警報の伝達系統



(注) ——— は、NTT ファクシミリ又は電子メール等による伝達を示す。
 は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

第5章 水防活動

第1節 水防管理団体の非常配備

1. 水防管理者が管下の水防団及び消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては、その警報の伝達を受けた場合
- (3) 緊急に、その必要があるとして水防本部長からの指示があった場合

2. 本部員の非常配備

水防管理団体及びその部員(水防事務担当者)の非常配備については、長野県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者は、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

3. 水防団及び消防団の非常配備

(1) 待機

水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、団員は、直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする。

待機の指令は、水防に関係ある警報・注意報等が発令される等、必要と認めたときに発する。

(2) 準備

水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、ダム、水門等水防上必要な工作物のある所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させるものとする。

準備の指令は、河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれ等があり、かつ、出動の必要が予測されたときに発する。

(3) 出動

水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

出動指令は、河川の水位がなお上昇する等、出動の必要を認めたときに発する。

第2節 水防作業上の心得

1. 水防団員及び消防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は、命令がなくて部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
2. 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
3. 作業中は私事を慎み、言動に注意し、特に夜間は「洪水」、「決壊」等の想像による用語を用いてはならない。
4. 命令及び伝達の情報は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員及び消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。
5. 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき、又はその直後である。しかし、がけ崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3ぐらいに減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

第3節 安全配慮

水防活動は、水防団員及び消防団員自身の安全確保に留意して実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員及び消防団員自身の安全は確保しなければならない。安全確保のために配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- ・水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不足の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

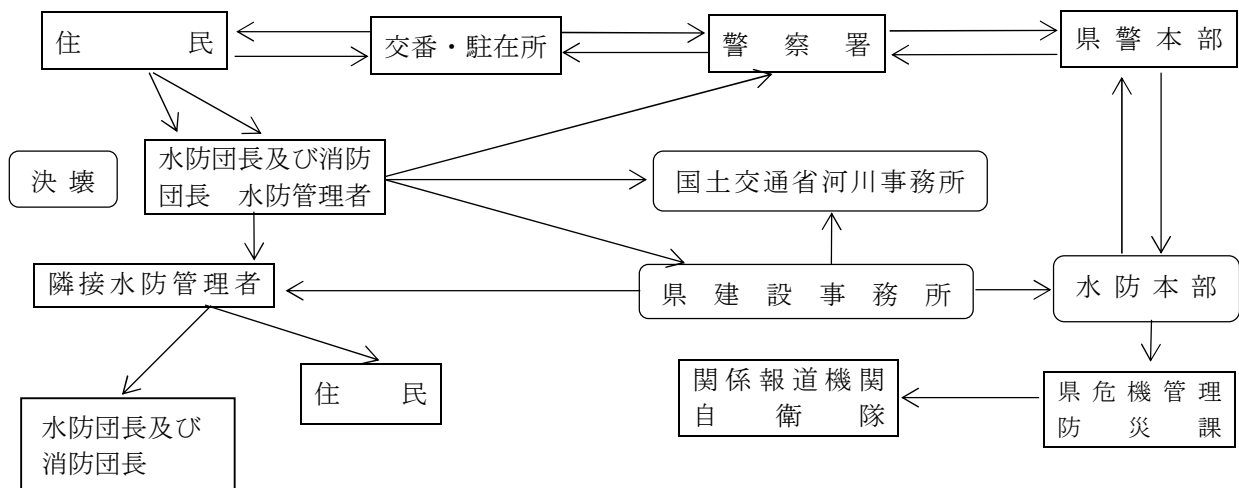
第4節 決壊(被害情報)の通報

1. 堤防等が決壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防団長は直ちにこの状況を関係機関(所轄の国土交通省河川事務所、建設事務所、警察署、保線区)及び氾濫のおそれのある隣接水防管理団体その他必要な団体に通報し、建設事務所長は水防本部及び関係機関に通報する。

決壊後といえども水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

2. 水防管理者は、洪水等により被害が生じた場合は直ちに所轄建設事務所長を経由して水防本部(県庁建設部河川課)にその概況を通報し、直轄河川にあっては、所轄国土交通省河川事務所長に通報する。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

3. 通報連絡系統



第5節 避難のための立ち退き

1. 堤防等が決壊した場合又は決壊の危険にひんした場合には、法第 29 条の規定に基づき、水防本部長、現地指導班長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、速やかに必要と認める地域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。
2. 水防管理者は、立ち退き又は準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
3. 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

第6節 水防警報の解除

1. 水防警報の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
2. 水防団員及び消防団員は、1 による水防警報の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。
3. 水防警報の解除後は、水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防本部長に報告する。

第7節 水防の報告

1. 水防てん末報告
水防管理者は、水防実施後 10 日以内にその状況を「水防法施行細則」(昭和 26 年 5 月 17 日付、長野県規則第 42 号)に定める様式により、所轄建設事務所長を経由して知事に報告するとともに、知事は国へ報告する。
2. 水防活動実施報告
建設事務所長は、管内の状況を取りまとめるうえ各四半期後 10 日以内に「水防活動実施の報告について」(昭和 61 年 4 月 30 日付建設省河治発第 22 号通達)に定める様式により、知事に報告する。

第6章 重要水防区域並びにダム及び水門等

第1節 重要水防区域

1. 「重要水防区域」とは、洪水時において、決壊、越水等の危険が予想される箇所であり、水防上特に警戒を要する箇所である。

水防管理者等は、重要水防区域を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態を把握しておくこと。

2. 重要水防区域は、次表のとおりである。

重 要 水 防 区 域										
建設事務所名	重要水防区域		想定氾濫区域 (ha)	想定氾濫区域						
	箇所数	延長 (m)		建物			公共用施設			農地 田畑 (ha)
				住家 (世帯 数)	公共用 建物 (棟)	工場 その他 (棟)	道路 (m)	橋梁 (箇所)	鉄道 (m)	
佐久	295	84,310	1,334.0	4,859	92	385	84,760	113	7,440	796.8
〔内 佐久北部〕	152	63,190	1,049.0	3,980	55	355	60,660	60	4,950	626.3
上田	343	73,269	1,261.7	5,336.0	96	123	42,167	121	1,460	770.6
諏訪	135	58,609	1,499.8	10,716.0	100	921	177,490	118	1,600	792.4
伊那	683	262,370	4,454.6	16,731.0	284	1,614	648,000	429	20,035	2,399.6
飯田	358	74,819	1,300.0	2,569	141	213	94,714	283	4,040	588.9
下伊那南部	27	6,790	3.0	30	2	0	800	1	550	2.0
木曾	271	44,492	415.7	1,940	85	317	36,410	114	1,920	165.5
松本	256	79,679	6,334.1	83,411	1,489	6,716	1,539,332	624	22,765	4,108.4
安曇野	160	55,973	2,700.0	4,400	33	35	120,000	42	4,500	1,800.0
大町	101	53,298	1,356.5	3,659	54	186	219,906	64	4,015	1,803.4
千曲	208	53,426	3,187.9	15,693	169	910	603,390	463	18,850	1,337.3
須坂	94	46,232	2,211.0	4,753	99	193	160,395	121	5,600	1,567.9
長野	511	180,759	9,994.1	28,953	162	4,883	784,292	156	41,750	2,771.9
北信	329	115,787	3,270.3	7,331	81	982	256,296	64	15,800	1,697.1
〔内 中野事務所〕	151	47,549	1,819.3	3,501	47	826	190,590	34	4,200	1,230.1
〔内 飯山事務所〕	178	68,238	1,451.0	3,830	34	156	65,706	30	11,600	467.0
総計	3,771	1,189,812	39,322.7	190,381	2,887	17,478	4,767,952	2,713	150,325	20,601.8
千曲川河川事務所	952	181,217	※下伊那南部建設事務所管内の飯田市分（旧上村、南信濃村）については、重要水防区域以外は飯田建設事務所を含む。							
天竜川上流河川事務所	300	150,321								
県	1,876	675,291								
市町村	643	182,984								

注) 重要水防区域の内訳については、資料編第3表参照

第2節 出水による交通遮断が予想される橋梁

出水による交通遮断が予想される橋梁は、次表のとおりである。なお、内訳は資料編(第4表参照)のとおりである。

建設事務所名	出水による交通遮断が予想される橋梁数	建設事務所名	出水による交通遮断が予想される橋梁数
佐久	11	安曇野	0
[内 佐久北部]	(1)	大町	5
上田	5	千曲	17
諏訪	8	須坂	12
伊那	135	長野	4
飯田	35	北信	11
下伊那南部	18	[内 中野]	(0)
木曾	48	[内 飯山]	(11)
松本	35	合計	344

第3節 ダム及び水門等

水防上重要なダム及び水門等は次表のとおりである。なお、内訳は資料編(第5表参照)のとおりである。

建設事務所名	水防上重要なダム・水門数	建設事務所名	水防上重要なダム・水門数
佐久	65	安曇野	39
[内 佐久北部]	(45)	大町	18
上田	83	千曲	41
諏訪	55	須坂	11
伊那	53	長野	130
飯田	25	北信	65
下伊那南部	2	[内 中野]	(23)
木曾	11	[内 飯山]	(42)
松本	55	合計	653

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正操作をはかり、水害の軽減、防止に努めなければならない。

ダム及び水門等の管理者は気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行い、特に放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、所轄建設事務所、下流域の水防管理者、JR等に迅速に連絡を行うものとする。

1. 洪水警戒時における措置

気象庁が「台風に関する気象情報」や「大雨に関する全般気象情報」を発表した場合、ダム管理者は事前放流の実施態勢に入りダム上流の予測降雨量を監視し、予測降雨量がダムごとの基準降雨量を上回る場合、事前放流を開始する。

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

2. 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダムについては洪水を調節し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する。

3. 緊急時の措置

洪水時ダム等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

第7章 水防施設

第1節 水防倉庫及び資器材

1. 指定水防管理団体は、その重要水防区域の延長約2キロメートルにつき、1棟の水防倉庫又は代用備蓄場を設け、おおむね次表に示す資器材を備蓄するように努めるものとする。ただし水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

品名	単位	数量	品名	単位	数量
空俵類	枚	600	掛矢	丁	10
なわ	キログラム	150	照明具	台	3
むしろ類	枚	100	のこぎり	丁	4
鉄線	キログラム	100	おの	丁	5
じゃかご	本	50	スコップ	丁	30
かすがい	本	50	ツルハシ	丁	5
ロープ	本	5	木材末口 6 cm長さ 2.1 m	本	30
救命綱	本	5	木材末口 12 cm長さ 2.7 m	本	30
ペンチ	丁	5	木材末口 15 cm長さ 4.5 m	本	15
かま	丁	10	杭木末口 16 cm長さ 1.5 m	本	50

牛
枠
5
組
分

2. 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること、また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。
3. 水防管理者は、備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は建設事務所長の承認を受けて使用することができる。
なお、国土交通省河川事務所長及び建設事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。
4. 県内水防倉庫設置状況
県内の水防倉庫及び代用備蓄場は、資料編(第6表参照)のとおりである。

第2節 通信連絡

1. 水防通信施設

水防のため必要な通信連絡は、防災行政無線の設置されているところは無線通信とするが、交信のできない場合は、有線通信とする。防災行政無線の設置されていないところは、加入電話、携帯電話等の通信方法とするが、かならず予備連絡手続を考慮しておかなければならない。

2. 非常通話の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難になる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、災害時優先通信を利用することができ

る。利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておくことが望ましい。

3. その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電気事業通信施設
- (5) その他の通信施設

第3節 非常輸送の確保

1. 非常の際、水防用資器材、作業員その他の輸送を確保するため、建設事務所長は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立しておくものとする。

また水防管理団体は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して次のような輸送経路図を作成して所轄建設事務所長に提出しておくものとする。

- (1) 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図

2. 近距離輸送のため、トラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第8章 水位、雨量観測施設及び通報

第1節 水位観測施設、通報及び公表

水位観測所の位置、及び種別は、資料編(第7表参照)のとおりである。なお、長野県関係水位観測所(水防関係)は次のとおりである。

長野県関係水位観測所

水系名	河川名	観測所名 (所在市町村)	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)
信濃川	千曲川	樋沢 (川上村)	1.5	1.8
		下越 (佐久市)	2.0	2.5
			1.0	1.7
	塩名田 (佐久市)	2.2	3.0	
		依田川	立岩 (長和町)	2.1
	依田橋 (上田市)		1.5	1.8
	神川	神川 (上田市)	0.9	1.1
	浦野川	浦野川 (上田市)	1.1	1.3
	奈良井川	琵琶橋 (塩尻市)	1.0	1.1
		新橋 (松本市)	1.4	1.9
	田川	渚 (松本市)	0.7	1.3
		出川 (松本市)	0.7	1.2
	薄川	薄川 (松本市)	0.8	1.0
	女鳥羽川	女鳥羽川 (松本市)	1.3	1.8
	穂高川	巾下 (安曇野市)	1.3	2.0
	万水川	矢原 (安曇野市)	1.3	2.0
	高瀬川	十日市場 (安曇野市)	1.0	1.5
	沢山川	生萱 (千曲市)	1.4	1.7
	松川	小布施松川 (小布施町)	0.9	1.5
	百々川	百々川橋 (須坂市)	0.7	1.4
	鮎川	鮎川 (須坂市)	1.2	1.4
	八木沢川	八木沢川 (須坂市)	1.2	1.4
	夜間瀬川	星川 (山ノ内町)	0.6	1.3
	裾花川	岡田 (長野市)	0.5	1.1
	蛭川	豊栄 (長野市)	0.5	1.0
	犀川	弘崎 (長野市)	3.6	5.2
	浅川	富竹 (長野市)	1.2	1.8
	鳥居川	鳥居川 (飯綱町)	1.5	1.9
	千曲川	市川橋 (野沢温泉村)	12.0	14.5
	姫川	天神宮橋 (白馬村)	1.1	1.8
雨中 (小谷村)		0.8	1.4	
松川	松川橋上 (白馬村)	1.5	2.2	

水系名	河川名	観測所名 (所在市町村)	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)
天竜川	諏訪湖	釜口水門 (岡谷市)	1.5	1.7
	天竜川	下浜 (岡谷市)	2.6	3.7
	上川	銭場 (茅野市)	0.8	1.9
		江川橋 (茅野市)	2.0	3.4
	宮川	安国寺 (茅野市)	0.9	1.5
		中洲 (諏訪市)	1.1	1.7
	砥川	医王渡橋 (下諏訪町)	0.5	1.0
	横河川	長地 (岡谷市)	0.6	0.9
	阿智川	駒場 (阿智村)	2.2	3.0
	遠山川	和田 (飯田市)	2.0	3.1
		南和田 (平岡) (飯田市)	2.4	3.7
	松川	上茶屋 (飯田市)	1.8	2.1
木曽川	木曽川	大手橋 (木曽町)	1.0	1.7
		桃山 (上松町)	11.5	12.0
		南木曽 (高瀬橋) (南木曽町)	4.3	6.2

1. 水位の通報

(1) 各建設事務所長は、次に定める要領によって、管内観測所からの水位の情報を直ちに水防本部に通報するものとする。

水防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(2) 水防本部は前項の通報を関係ある下流建設事務所に通報するものとする。

2. 通報の要領

(1) 通報の開始

水位が上昇して水防団待機水位に達したときから開始する。

(2) 通報の終了

水位が下降して水防団待機水位以下に下がったときに終了する。

(3) 定時通報

通報開始から終了までの間、標準時1時間ごとに、その時刻の水位変動状況及び天候その他を通報する。

(4) 随時通報

ア 氾濫注意水位通報

水位が上昇して氾濫注意水位に達したときは、定時通報にかかわらず、直ちに通報し、その後の上昇についても定時通報のほか、随時その時刻と水位を通報する。

イ 最高水位通報

水位が最高水位に達したと認められたときは、定時通報の時刻にかかわらず、その時刻と水位を通報する。

ウ 異常通報

その他急激な水位の変動、河川の異常等についてそのつど通報する。

3. 通報系統

通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

4. 水位の公表

水防本部は、前頁の水位観測所が氾濫注意水位を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位状況を公表するものとする。

(1) 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位に達したときから開始する。

(2) 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位以下に下がったときに終了する。

(3) 公表の方法

長野県ホームページ (URL <http://www.pref.nagano.lg.jp/>) で公表している『長野県河川砂防情報ステーション (URL <http://www.sabo-nagano.jp/>)』をもって公表とする。

第2節 雨量観測施設及び通報

雨量観測所の位置及び種別は、資料編(第8表参照)のとおりである。

1. 雨量の通報

(1) 雨量観測所員は、次に定める要領によって、所轄建設事務所に通報するものとする。

(2) 各建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに水防本部に通報するものとする。

水防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(3) 水防本部は前項の通報を関係ある下流建設事務所に通報するものとする。

2. 通報雨量

(1) 24時間以内に50ミリメートル以上の降雨があったとき。

(2) 連続雨量80ミリメートルの雨量があったとき。

(3) 前各号の通報発信後、なお引き続き降雨のあったときは、以後標準時1時間ごとに通報する。

3. 通報の要領

(1) 通報の開始

雨量が通報雨量に達したとき、又は所轄建設事務所長から通報開始の指示を受けたときから開始する。

(2) 通報の終了

降雨がなくなったとき、又は所轄建設事務所長から通報終了の指示を受けたときに終了する。

(3) 定時通報

通報開始から終了までの間、標準時1時間ごとに、その時刻の雨量及び変動状況、天候その他を通報する。

(4) 随時通報

前各項通報発信後30ミリメートル以上の降雨があったときは、その都度時刻、雨量及び降雨状況を通報する。

4. 通報系統

通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

第3節 水防情報収集のシステム

1. 水位・雨量の収集及び提供

水防本部では、県内各地に設置された水位、雨量テレメーター局の観測値を収集する。

次の場合、必要に応じて関係機関へ通報する。

- (1) 水位については、水防警報が発令されているとき。
- (2) 雨量については、警報・注意報の発表中であって、水防管理者等から要請があったとき。

2. 情報収集の方法

情報収集は、次の方法により行う。

観測所 所属機関	種類	情報収集手段	収集所要時間	備考
長野県	雨量・水位	①長野県水防情報システム ②長野県HP 「長野県河川砂防情報ステーション」 ③国土交通省HP 「川の防災情報」 ④建設事務所からの通報	毎正時から5分程度 (②は、毎正時から 10分程度)	
国土 交通省	雨量・水位	①統一河川情報システム ②国土交通省河川事務所からの通報	10分おきに10分程度	
気象台	雨量	① 気象庁HP ② 県危機管理防災課経由	毎正時から5分程度	

3. 情報収集用機器の設置箇所

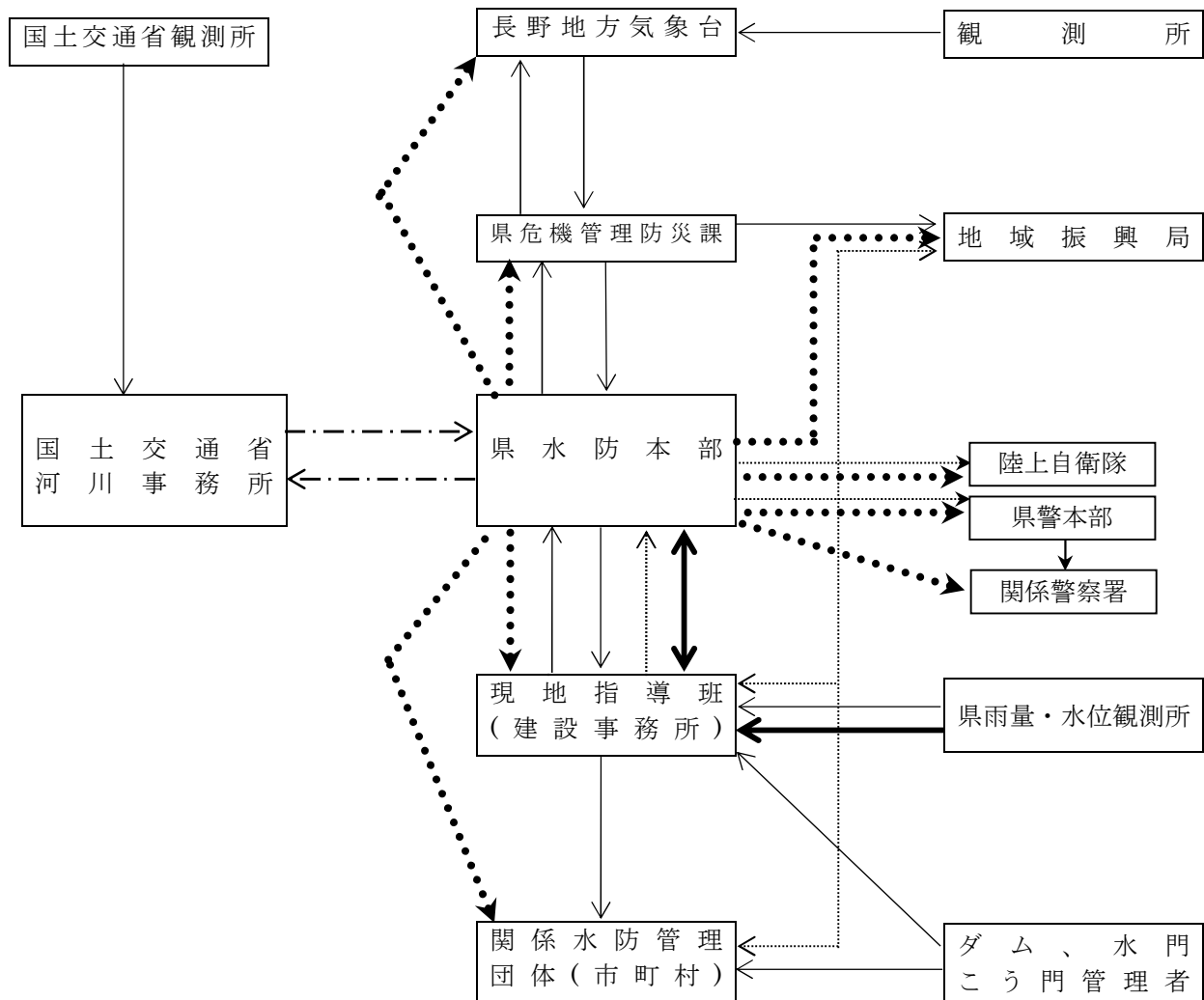
水防情報収集機器は、次の県機関にも設置されており、いずれも水防本部と同一の情報を収集している。

必要に応じて、これらの機関へ情報の提供を求めることもできる。

機器の種類	設置機関	備考
長野県水防情報システム端末機	建設事務所	
統一河川情報システム端末機又は HP「川の防災情報」 (統一河川情報システム)	建設事務所 砂防事務所 ダム・水門管理事務所 水防管理団体	

第4節 水位及び雨量の通報系統図

水位及び雨量の通報系統は、次表に示す基本系統に従って行うものとする。



- (注) ——— は、オンライン又は、NTT ファクシミリ等による伝達を示す。
 はファクシミリによる伝達を示す。
 —————▶ は長野県水防情報システムを示す。
 - - - - - は統一河川情報システムを示す。
 は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第9章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者の協力が必要な事項 河川管理者北陸地方整備局、中部地方整備局及び長野県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報提供
- (2) 重要水防区域の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- (5) 水防活動の記録及び広報

第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ当該水防管理団体の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、長野県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第 10 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

1. 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援に要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2. 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第 2 節 公用負担

1. 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分
- (5) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証	
〇〇〇水防団 氏	〇〇部長 名
上記のものに したことを証明する。 年 月 日	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任 水防管理者 氏 名 印

(6) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書						
第	号					
種	類		員	数		
使	用	収	用	処	分	
年		月		日		
					水防管理者	氏 名
					事務取扱者	氏 名 印

(7) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 11 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水対応

1. 浸水想定区域の指定

国土交通省及び長野県は、洪水予報河川、水位周知河川及び一級河川において洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川）について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者から申出があった施設に限る。）
 - エ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3. 洪水ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた上記 2. (1) (2) (3) に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 7 条第 3 項に規定する事項を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講ずることとする。

4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構

成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるとともに、当該自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告することとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画を作成したとき又は変更したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告することとする。また、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告することとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

大規模工場等の所有者又は管理者は、計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告することとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第12章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定、監督、情報提供

水防管理団体は、第2節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、長野県及び水防管理団体は水防協力団体に対して、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言するものとする。

第2節 水防協力団体の業務

1. 水防上必要な監視、警戒その他水防活動の協力
2. 水防に必要な機器、資材又は設備の保管、提供
3. 水防に関する情報又は資料の収集、提供
4. 水防に関する調査研究
5. 水防に関する知識の普及、啓発
6. 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に第2節の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、次に掲げる資料－1を参考として水防管理団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することができる。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、次に掲げる資料－2に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

資料－1 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領

1. 趣旨

〇〇市（町・村）では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救護活動に取り組む動きの活発化等、近年の水害防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市（町・村）における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法第36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町・村）水防協力団体の指定を受けようとするものは、水防管理者（〇〇市（町・村）（〇〇市（町・村）△△部□□課）に「〇〇市（町・村）水防協力団体指定申請書」（資料－2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料－3）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- (1) 水防管理者（〇〇市（町・村）長）は前項の申請により業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町・村）水防協力団体認定書」（資料－4）を公布するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事業所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改定するものとする。
- (2) その他この要領に実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料－2 水防協力団体指定申請書書式（例）

〇〇市（町・村）水防協力団体指定申請書	
	年 月 日
〇〇市（町・村）水防管理者 〇〇市（町・村）長	様
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者の氏名
<p>水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市（町・村）水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」（資料－3）を添えて申請します。</p>	

資料一 3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

水防協力団体協力活動業務計画書	
下記の〇〇市（町・村）の実施する水防活動に協力します。	
記	
※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください。	
I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3 - （1）関係）	
1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援	
2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護	
3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報	
4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援	
II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3 - （2）関係）	
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所	[]
III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3 - （3）関係）	
1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視	
2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡	
IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3 - （4）関係）	
1 市（町・村）が作成する洪水ハザードマップの配布	
V 講習会や研修会の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3 - （5）関係）	
1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習	
VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3 - （6）関係）	
1 水防団が開催する水防演習への参加	
2 住民の避難訓練の実施	
◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。	[]

資料一 4 水防協力団体認定書書式（例）

〇〇市（町・村）水防協力団体認定書	
	年 月 日
住 所 （事務所所在地）	
団体の名称	
代表者氏名	様
	〇〇市（町・村）水防管理者 〇〇市（町・村）長
水防法第 36 条第 1 項及び〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を〇〇市（町・村）水防協力団体に指定します。	

資料—5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町・村）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

〇〇市（町・村）における水防活動は、〇〇市（町・村）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町・村）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携・協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団と水防協力団体との連携（水防法第 38 条関係）

水防法第 36 条及び〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料—6）を提出させることができる。

4. 情報提供（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体協力活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改定するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料—6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（町・村）水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

〇〇市（町・村）水防管理者
〇〇市（町・村）長 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市（町・村）水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。